

18 修繕引当金は平成18年度を含む過去5年間28百万円のままで、まったく同じ金額が計上されてきているが、当該事業年度における修繕費実績額の平均額の82百万円を計上すべきであり、決算時に追加費用として54百万円計上する修正仕訳が必要である。

修繕引当金については、「地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達」で次のように規定されている。

引当金

1. 地方公営企業の毎事業年度の損益計算の平準化をはかるため、修繕費について、あらかじめ引当金の計上ができるものであるが、これは固定負債として整理するものであること。
 2. 修繕引当金は、地方公営企業の有形固定資産のうち数年に一度大規模な修繕を行う資産等につき、いわゆる特別修繕引当金に類するものとして計上することができるほか、企業の毎事業年度の修繕費の額を平準化させる目的をもって、修繕費の執行額があらかじめ定めた予定基準額に満たない場合において、その差額を引当金に整理することができるものであること。
- この場合の各事業年度の費用として計上すべき基準額は、前者にあっては、当該修繕費を各事業年度に均分した額、後者にあっては、当該事業年度前事業年度における修繕費実績額の平均額又は当該企業の当該事業年度における資産の帳簿原価の一定割合の額等とすることが適当であること。

※ この件に関して、県立中央病院の経理担当の見解は、經常損失・純損失また、累積欠損金という収支状況の中、修繕費の予算執行残高を引き当てると費用増加となるため、費用を抑制する必要がある。
 こうした状況の中、引当金を計上することは適当でないと考えており、現在引当は行っていない。とのことであった。

修繕費の過去数事業年度における修繕費実績額の平均額は次のとおりである。

＜県立中央病院＞	
年度	修繕費
平成14年度	37,380 千円
平成15年度	63,270
平成16年度	98,486
平成17年度	77,760
平成18年度	89,970
合計	366,866 ㉠

上記㉠÷5 = 73,373,200 円
 貸借対照表上の修繕引当金残高 26,508,882 円
 差 額 46,864,318 円

＜県立北病院＞

年度	修繕費
平成14年度	12,278 千円
平成15年度	8,463
平成16年度	7,217
平成17年度	10,106
平成18年度	6,006
合計	44,070 ㉡

上記㉡÷5 = 8,814,000 円
 貸借対照表上の修繕引当金残高 1,506,402 円
 差 額 7,307,598 円

従って、修繕費の過去数事業年度における修繕費実績額の平均額と貸借対照表上の修繕引当金との差額 46,864,318 円（県立中央病院）、7,307,598 円（県立北病院）は地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達、期間損益計算の適正化のためにも追加費用を計上する必要がある。

以上をまとめると次のようになる。

病院名	修繕費実績額の平均額 ㉠	貸借対照表上の修繕引当金 ㉡	㉠－㉡
県立中央病院	73,373,200	26,508,882	46,864,318
県立北病院	8,814,000	1,506,402	7,307,598
合計	82,187,200	28,015,284	54,171,916

19 退職給与引当金は現在5百万円計上されているが、平成18年度の職員^の期末要支給額は、5,943百万円であり差額5,938百万円は追加費用を計上すべきである。県が国の示した行政実例を遵守する立場をとっていることに一定の理解は示すが、今から38年前の会計指針を現在の会計にあてはめることは適当ではなく、総務省にあっては行政実例の会計指針を修正すべき時期に来ているものと考ええる。会計処理はここ約10年程度会計ソフトバンクと言われ多くの会計基準が出来、より会社の実態に合った対応がなされてきている。このような中で約半世紀前の会計指針を旧態依然として使用することは適当ではない。ましてや病院の実態から乖離した対応は是正する必要がある。

退職給与引当金については、「地方公営企業法及び同法施行に関する命令の実施についての依命通達」で次のように規定されている。

引当金

1. 地方公営企業の毎事業年度の損益計算の平準化をはかるため、退職給与金について、あらかじめ引当金の計上ができるものであるが、これは固定負債として整理するものであること。
2. 退職給与引当金は、職制若しくは定数の改廃又は予算の減少その他経営上やむを得ない理由によつて職員が退職する場合に予想される多数の退職給与費の発生にそなえ、あらかじめ各事業年度の費用として計上したものを引き当ておくものであるが、この場合における各事業年度において引き当てるべき額の基準は、当該事業年度末日に在職する全職員が同日付をもつて退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額から前事業年度末日に在職した職員が同日付をもつて退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金の金額を控除した金額を基準とすることが適当であること。
3. 各事業年度において引当金として整理されるべき金額は、各企業の実状に依り客観的に妥当であると認められる金額に止めるべきであつて、これを過大に見積つて計上することはできないものであること。また、これら引当金については、これに見合うものとして企業内部に留保された資金を、建設改良費等の財源としてみだりに使用することは避けるべきであり、この意味で、特定預金等の形態として留保をはかることは適当であると思われること。

反面、赤字決算病院の場合の取扱いが昭和44年3月に「行政実例」のところで次のように回答されている

引当金の計上によつて不良債務が発生又は増加することが予想される場合にあっては、行わないのが適当である。
欠損金のある場合に退職給与引当金を計上するのは不適当である。

しかし、上記は今から38年前に行政実例から出されたものであり、病院の実態を反映しておらず、是正することが望まれる。

その後平成17年3月の総務省の「地方公営企業会計制度研究会の報告書で退職給与引当金について基本的な方針が下記のように示された。

<基本的な方針>

退職給与引当金を計上することが適当とするが、今後、さらに地方公共団体の実態を踏まえ、そのあり方について検討する。
なお、検討にあたっては、
① 激変緩和措置として、一定の経過措置を設けること（経過措置の期間については、今後の退職者の動向等を踏まえ設定）、
② 小規模企業等に配慮して、簡便法によることも可とすること。また、会計間での人事交流が頻繁である場合に、簡便な計上方法によることも可能とすることについて検討すること、
が妥当である。

現在（平成19年3月31日）現在の依命通達による退職給与引当金として引き当てるべき額は、当該事業年度末日に在職する全職員が同日付をもつて退職したと仮定した場合における支払うべき退職給与金であり（自己都合による退職金要支給額）次のとおりである。

病院名	自己都合による退職金要支給額 ㉑	貸借対照表上の退職給与引当金残高 ㉒	㉑-㉒=計上不足額
県立中央病院	4,288,563,148 円	4,400,000 円	4,284,163,148 円
県立北病院	1,655,321,030 円	693,771 円	1,654,627,259 円
合 計	5,943,884,178 円	5,093,771 円	5,938,790,407 円

20

資本剰余金に計上されている受贈財産評価額 22,656,083 円については、資産に計上されていない金額が 20,076,800 円 (19 件) ある。具体的明細は次のとおりである。

これらについて、現物の有無を確認したところすべてで資本剰余金が過大に計上されていることとなるため、取崩しが必要である。

このようなことが発生した原因は、受贈財産を除却した時に資本剰余金を取り崩さなかったためこのことが発生したものであり、資本剰余金が過大計上となっているため修正する必要がある。

種 類	設置場所	受贈年月日	数量	取得価額(円)	寄付者	現物の 存否
絵画(雪影)50号、堀内孝恵	中央病院	S53.3.13	1点	500,000	N社	×
温熱放射線療法加熱器	"	S53.11.16	1台	280,000	N(株)	×
迅速化学分析装置	"	S53.11.21	1台	1,000,000	N(株)	×
検査バト	"	S56.3.7	6枚	300,000	S氏	×
林バリエ及びSL写真撮影装置	"	S56.6.11	1式	1,000,000	I氏	×
電磁血流計	"	S58.3.31	1式	4,030,000	C社	×
超音波診断装置	"	S58.3.31	1式	850,000	T(株)	×
白内障手術器械	"	S59.8.23	1式	1,000,000	N氏	×
4チャンネル患者監視装置	"	S61.11.25	1式	4,850,000	G商会	×
電動リフト	"	S62.2.10	1式	146,000	W氏	×
リフトリフト	"	S62.2.10	1台	1,700,000	M(株)	×
紙幣両替機	"	S62.6.19	1台	404,800	(株)Y	×
体外式ペーパカ-	"	H1.3.31	1式	1,400,000	N(株)	×
全自動血圧計	"	H2.3.31	1式	660,000	Y互助会	×
電子聴視式血圧計	"	H2.8.20	1式	638,000	N(株)	×
輸液ポンプ(架台付)	"	H3.5.14	1式	460,000	N(株)	×
輸液ポンプ	"	H3.5.14	1式	415,000	G商会	×
テレビ	"	H3.11.30	1台	304,000	M氏	×
カメラ	"	H6.12.26	1台	139,000	N氏	×

★ 器械備品の管理を徹底することが必要であり、今後このような事態にならないよう寄付者からいただいた具の財産を個人の財産と同じようにしっかり管理すべきである。

21

資本剰余金(寄付金)としての計上が適当ではないもの 34,000 円を資本剰余金から削除する必要がある。

寄付金年度末残高の内訳

No	受入 年度	寄付の目的	固定資産 番号	資産名称	寄付金額 (円)	資産に計上 されている 取得価額	差額
1	昭和45 年度	昭和45年9月 新病院竣工に伴う 祝金	-	-	34,000	-	34,000

No1について、これはそもそもお祝金であるので、資本剰余金に計上すべきものでなく、雑収入として収益計上すべきものである。

資本剰余金(寄付金)	34,000	前期損益修正益	34,000
------------	--------	---------	--------

2 2
 固定資産台帳の国庫補助金計上額の一部4,366,000円に誤りがあるので台帳の記載を修正する必要がある。また、これらは各年度の減価償却費の金額も誤っていることを意味する。

貸借対照表の資本剰余金のうち国庫補助金計上額が852,208,400円で固定資産台帳の国庫補助金の明細は年度毎には下記のとおりであり、総額847,842,400円となっていた。この段階では差額が4,366,000円であった。

器械備品	固定資産台帳上 台帳年度	固定資産台帳上 国庫補助金	固定資産台帳上 国庫補助金
	H18年度	117,000	
	H17年度	1,362,000	
	H16年度		
	H15年度		
	H14年度	498,000	
	H13年度		
	H12年度	6,982,000	
	H11年度	7,500,000	
	H10年度	30,124,000	
	H9年度	4,725,000	
	H8年度	5,000,000	
	H7年度		
	H6年度		
	H5年度		
	H4年度	8,548,000	
	H3年度		
	H2年度		
	H1年度		
	S63年度		
	S62年度		
	S61年度		
	S60年度		
	S59年度	1,705,000	
	S51年度		
	S47年度		
	S34~44		
建物	H13.6.30	66,561,000	0
	H17.3.21	516,875,400	
		264,406,000	
		847,842,400	A 847,842,400
			B 852,208,400
			差額 A-B -4,366,000

最終的には次ページのとおりであり、台帳上において①国庫補助金が入っていないものを補助金が入っているものとして処理したり、②国庫補助金が入っているものを台帳上補助金が入っていないものとして処理したことが原因である。
 (これらは、原則として各年度の減価償却費の金額も誤っていることを意味する。)

資本剰余金・国庫補助金の額と固定資産台帳の不一致について

科目	受入年度	補助金額	補助金名	国庫補助金	固定資産台帳上	固定資産台帳上	備考
国庫補助金	平成9年度	1,705,000	乳牛生産改善施設整備補助金(がん予防施設)	国庫補助金	1,705,000		
国庫補助金	平成9年度	8,548,000	乳牛生産改善施設整備補助金(がん予防施設)	乳用用次期備置費140万円			
国庫補助金	平成10年度	4,000,000	乳牛生産改善施設整備補助金	上層階化費乳用ビギオスコープ140万円			
国庫補助金	平成9年度	4,725,000	乳牛生産改善施設整備補助金	人工呼吸器、アルトシステム			
国庫補助金	平成10年度	30,214,000	乳牛生産改善施設整備補助金(検査設備)	全自動検体分析装置			
国庫補助金	平成11年度	7,500,000	乳牛生産改善施設整備補助金(乳牛育成センター)	乳牛育成センター等労働者研修設備整備事業(育成センター)			
国庫補助金	平成12年度	6,042,000	乳牛生産改善施設整備補助金(化学分析装置整備)	幼達用「検体シキヤシステム」検体分析装置			
建物	平成12年度	398,223,400	乳牛生産改善施設整備補助金(肉用設備)	新築設備本体・受水槽・自來電置費			
建物	平成13年度	80,588,000	乳牛生産改善施設整備補助金(育成センター)				
建物	平成13年度	10,508,000	乳牛生産改善施設整備補助金(小室設備)				
建物	平成13年度	8,400,000	乳牛生産改善施設整備補助金(小室設備)				
建物	平成13年度	10,174,000	乳牛生産改善施設整備補助金(飼育環境整備)				
建物	平成16年度	498,000	固定資産管理センター(SAS)初期導入(研修設備)	パルスオキシメーター			
建物	平成16年度	32,181,000	乳牛生産改善施設整備補助金(育成センター)				
建物	平成16年度	41,732,000	乳牛生産改善施設整備補助金(育成センター)				
建物	平成16年度	37,035,000	乳牛生産改善施設整備補助金(育成センター)				
建物	平成16年度	41,202,000	乳牛生産改善施設整備補助金(育成センター)				
建物	平成16年度	8,258,000	乳牛生産改善施設整備補助金(育成センター)				
建物	平成16年度	47,012,000	乳牛生産改善施設整備補助金(育成センター)				
建物	平成16年度	88,221,000	乳牛生産改善施設整備補助金(育成センター)				
建物	平成16年度	281,468,000					
建物	平成16年度	6,898,000	乳牛生産改善施設整備補助金(育成センター)				
建物	平成16年度	130,000	乳牛生産改善施設整備補助金(育成センター)				
合計		852,208,400					

※ H/Sと固定資産台帳の不一致の要因
 【不一致①】
 国庫補助金(乳牛育成センター)には国庫補助金が入っていないが、電動給餌装置以外の機器4台(内装設備)に計4,000,000円の補助金が入っていた。台帳記載は
 【不一致②】
 全自動検体分析装置:取得価格2,180,000円に対し、補助金額12,674,000円 高速検体プラットフォーム:取得価格7,720,000円に対し、補助金額8,027,774円 蛍光分光分析装置:取得価格9,730,000円に対し、補助金額10,167,220円
 国庫補助金以上は資本剰余金として処理したことが原因
 【不一致③】
 乳牛育成センターに売却された補助金額1,232,000円以上に、売却を受けた補助金を過剰に資本剰余金として処理したことが原因
 【不一致④】
 国庫補助金を受け入れた「乳業共済」補助金として処理し、「資本剰余金・国庫補助金」として処理したことが原因
 ** 現在のH/S上の額852,208,400円=847,842,400円+不一致①小計:1,000,000円+不一致②小計:820,000円+不一致③小計:1,663,000円+不一致④小計:117,000円

23

一般会計からの繰出金のうち次の2点について検討すべきである。

①繰出対象の不採算高度医療器械を1億円以上の器械としているが、交付税措置されている5千万円以上の器械とすべきである。②支払基金及び国保連合会等の委員となった医師の人件費等について繰出対象とすべきである。

(1) 不採算高度医療器械の繰出金対象器械は、交付税措置されている5千万円以上のものとすべきである。

現在、不採算高度医療器械について一般会計が繰出対象としているのは、1億円以上の器械である。しかしながら、一般会計が行う病院会計への繰出は交付税措置されており、交付税算定上の不採算医療器械は5千万円以上の器械が対象となっている。

一般会計側は、繰出金積算を明確にするため全繰出項目について、地財措置という客観的基準に基づいて繰出金を算定するように平成16年度から改めたところであるが、不採算医療器械についてのみ交付税算定対象と異なる基準を用いるのは合理的根拠がない。5千万円以上の器械を対象とすべきである。

(2) 支払基金及び国保連合会等の委員に要する経費を一般会計からの繰出対象とすべきである。

地方公営企業法は、繰出金の対象になる経費のひとつとして保健衛生行政事務に関する経費を挙げている。山梨県では、平成16、17年度において、病院の医師が支払基金及び国保連合会等の委員に選任されることにより、実質的に診療が行えない時間が生ずることから、この間の医師人件費をこの保健衛生行政事務に関するものとして繰り入れを行っていたが、平成18年度からは繰出対象から除かれている。

保健衛生行政事務について例示した総務省通知に、明示がないことがその理由であるが、そもそも保健衛生行政事務に関する経費が繰出対象とされているのは、例えば集団検診のように本来県として一般会計が行うべき事務を病院が代わりに行った場合、その経費は当然一般会計が負担すべきであるとの趣旨である。

病院の医師が支払基金及び国保連合会等の委員に選任されるのは、県全体の医療費の適正化を図る目的を達成するため専門家である医師が選任され診療報酬請求の審査等を行うものであることから、県として行うべきことを病院が行っているものであり、保健衛生行政事務に要する経費が繰出対象とされている趣旨に照らせば、当然委員として活動している間の医師人件費及びその間診療報酬が入らないことについて、一般会計から繰り入れるべきである。

一般会計繰入金の推移(病院事業会計)

区分	項目	単位:千円													
		H10実績	H15実績	H16実績	H17実績	H18実績	H19実績	推定値等							
区分別	1 保健衛生行政事務に要する経費	225,000	224,199	222,141	173,801	184,044	185,844								
	① 県立看護大学・山梨県立大学等に要する経費	7,532	8,265	65,427	110,660	102,222	110,660	102,222							
	② 支払基金及び国保連合会等の委員に要する経費	5,565	928	30,992	2,883	10,211	2,883	10,211							
	③ 医師報酬等に要する経費	2,559	14,550	13,672	13,605	3,052	3,052	3,052							
	④ 医師報酬等に要する経費	10,578	8,662	10,600	1,641	0	0	0							
	⑤ 保健衛生行政事務に要する経費	19,970	18,419	18,914	0	0	0	0							
	⑥ 委託料に要する経費	4,475	4,255	4,395	0	0	0	0							
	⑦ 委託料に要する経費	3,314	3,160	2,878	0	0	0	0							
	⑧ 県立看護大学の学生の奨励に要する経費	2,188	63,189	114,956	0	0	0	0							
	⑨ 県立看護大学の学生の奨励に要する経費	2,188	63,189	114,956	0	0	0	0							
その他医療収益	① 精神医療に要する経費	1,341	1,957	3,313	10,724	2,850	0	0							
	② 精神医療に要する経費	628	605	392	344	0	0	0							
	③ 精神医療に要する経費	717	422	1,621	2,600	2,600	2,600	2,600							
	④ 精神医療に要する経費	1,341	1,957	3,313	10,724	2,850	0	0							
	⑤ 精神医療に要する経費	628	605	392	344	0	0	0							
	⑥ 精神医療に要する経費	717	422	1,621	2,600	2,600	2,600	2,600							
	⑦ 精神医療に要する経費	1,341	1,957	3,313	10,724	2,850	0	0							
	⑧ 精神医療に要する経費	628	605	392	344	0	0	0							
	⑨ 精神医療に要する経費	717	422	1,621	2,600	2,600	2,600	2,600							
	⑩ 精神医療に要する経費	1,341	1,957	3,313	10,724	2,850	0	0							
医療外収益	① 地財措置に要する経費	258	6,920	2,495	0	0	0	0							
	② 地財措置に要する経費	258	6,920	2,495	0	0	0	0							
	③ 地財措置に要する経費	258	6,920	2,495	0	0	0	0							
	④ 地財措置に要する経費	258	6,920	2,495	0	0	0	0							
	⑤ 地財措置に要する経費	258	6,920	2,495	0	0	0	0							
	⑥ 地財措置に要する経費	258	6,920	2,495	0	0	0	0							
	⑦ 地財措置に要する経費	258	6,920	2,495	0	0	0	0							
	⑧ 地財措置に要する経費	258	6,920	2,495	0	0	0	0							
	⑨ 地財措置に要する経費	258	6,920	2,495	0	0	0	0							
	⑩ 地財措置に要する経費	258	6,920	2,495	0	0	0	0							
収入	1 国庫補助に要する経費	444,718	468,589	197,605	139,190	130,045	130,045	130,045							
	2 国庫補助に要する経費	444,718	468,589	197,605	139,190	130,045	130,045	130,045							
	3 国庫補助に要する経費	444,718	468,589	197,605	139,190	130,045	130,045	130,045							
	4 国庫補助に要する経費	444,718	468,589	197,605	139,190	130,045	130,045	130,045							
	5 国庫補助に要する経費	444,718	468,589	197,605	139,190	130,045	130,045	130,045							
	6 国庫補助に要する経費	444,718	468,589	197,605	139,190	130,045	130,045	130,045							
	7 国庫補助に要する経費	444,718	468,589	197,605	139,190	130,045	130,045	130,045							
	8 国庫補助に要する経費	444,718	468,589	197,605	139,190	130,045	130,045	130,045							
	9 国庫補助に要する経費	444,718	468,589	197,605	139,190	130,045	130,045	130,045							
	10 国庫補助に要する経費	444,718	468,589	197,605	139,190	130,045	130,045	130,045							
支出	1 国庫補助に要する経費	444,718	468,589	197,605	139,190	130,045	130,045	130,045							
	2 国庫補助に要する経費	444,718	468,589	197,605	139,190	130,045	130,045	130,045							
	3 国庫補助に要する経費	444,718	468,589	197,605	139,190	130,045	130,045	130,045							
	4 国庫補助に要する経費	444,718	468,589	197,605	139,190	130,045	130,045	130,045							
	5 国庫補助に要する経費	444,718	468,589	197,605	139,190	130,045	130,045	130,045							
	6 国庫補助に要する経費	444,718	468,589	197,605	139,190	130,045	130,045	130,045							
	7 国庫補助に要する経費	444,718	468,589	197,605	139,190	130,045	130,045	130,045							
	8 国庫補助に要する経費	444,718	468,589	197,605	139,190	130,045	130,045	130,045							
	9 国庫補助に要する経費	444,718	468,589	197,605	139,190	130,045	130,045	130,045							
	10 国庫補助に要する経費	444,718	468,589	197,605	139,190	130,045	130,045	130,045							

繰出金は、地方公営企業法の第17条の2①及び17条の2②、17条の3の条文を根拠としている。

この条文の下に、施行令、通知等があり、ある程度具体的に運用方法が記載されている。

地方公営企業法第17条の2第1項第1号を根拠とする繰入金(できる規定ではない)

(地方公営企業法第17条の2第1項第1号)

その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てることができる経費は、地方公共団体の一般会計において、負担するものとする。

(施行令8条の5第1項3号)

地方公営企業法第17条の2第1項第1号根拠とする経費は、病院事業 看護師の確保をはかるために行う養成事業に要する経費、救急の医療を確保するために要する経費及び集団検診、医療相談等保健衛生に関する行政として行われる事務に要する経費とする。

(総務省自治財政局長通知)

毎年度、地方公営企業の繰出金に関する通知が総務省から出され、これに基づいて繰入金をした場合には、地方交付税等で考慮される。

通知自体に強制力はないが、地方交付税と連動し、公立病院の交付税として財源確保がなされている。(交付税の積算の一部を構成している)

(地方財政計画の概要)

毎年度、地方財政計画の概要が出され、国の公営企業繰出金に関する概要が出され、これに基づいて繰入金を支出している場合もある。これにより繰入金を計算したものを地財単価による計算と呼んでいる。位置づけとしては上記の通知の詳細が記載された資料となっている。

山梨県では18年度より地財単価に記載があるもののみを繰入金として認め、交付税がでないものは極力カットしている。

(注1) 平成17年度地方財政計画の概要の第6款 公営企業繰出金(3兆797億円)において、集団検診、医療相談等保健衛生行政として行われる事務に要する経費についての繰出し164億円を根拠に計上している。

計算 164億円×0.7÷311(病院数) = 36,914千円

ただし、このような計算は地財単価による計上と呼ばれているが、公営企業法には記載されていない。地財単価を利用しているのは、毎年一定の繰入が可能であり、県で客観的な数字を算出することが困難という考えで使用しているものである。

地方公営企業法第17条の2第1項第2号を根拠とする繰入金(できる規定ではないもの)の客観的困難性の要件があり、任意的側面もある)

(地方公営企業法第17条の2第1項第2号)

当該地方公営企業の性格上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費は、地方公共団体の一般会計等において、負担するものとする。

(施行令8条の5第2項2号)

地方公営企業法第17条の2第1項第2号根拠とする経費は、山間地、離島その他のへんびな地域等における医療の確保をはかるため設置された病院又は診療所等その立地条件により採算をとることが困難であると認められるものに要する経費及び病院の所在する地域における医療水準の向上をはかるために必要な高度又は特殊な医療で採算をとることが困難であると認められるものに要する経費は、地方公共団体の一般会計等において、負担するものとする。

(総務省自治財政局長通知)

地方公営企業法第17条の2第1項第1号で記載したものと同様 (地方財政計画の概要)

地方公営企業法第17条の2第1項第1号で記載したものと同様 ※1山梨県として平成16年度より繰入金の対象となる設備額を5千万円から1億円に変更したが、総務省に提出する交付金積算上は5千万円としている。

(総務省定義)高度医療に携わる5千万円以上のもの

なお、医療器械を購入する場合には相償し、企業債の償還に対応する分が交付金の積算対象になる。

このように、山梨県の繰出金の対象となる設備額1億円と交付金の積算の対象額5千万円に隔たりがある。

繰入基準では交付税予算1億円しかなく、県単では18年度2億円繰入している。

総務省の基準に合わせないと交付金対象とならないのではないか。

※2 政策医療と一般医療の峻別が会計数値的にも判明すれば、本来繰入すべき金額が明確となる。

地方公営企業法第17条の3を根拠とする繰入金(できる規定)

(地方公営企業法第17条の3)

地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合には、一般会計から地方公営企業の特別会計に補助することができる。

※ 主なものとして、病院職員につき県の職員として一部人件費負担していることや、恩給制度(38年)の負担金が主である。

通知に記載があるものであっても、条文上は特別な理由が求められており、特別な理由を明確にすべきと考える。

不採算高度医療器械の運用に伴う不採算部分について地方公営企業法第17条の2第1項第2号により一般会計から繰入されるが、約78百万円が繰入され過ぎていた。一般会計から病院会計への繰入の平成18年度分については、平成16年度実績に平成17年度上期を考慮して決定されるため平成18年度の実績値とは相違するが、それでも明らかに一般会計から繰入られる積算数値(後記職員給与費参照)には問題がある。従って、実績数値の確認及び実績に基づいた精査をすることも検討すべきである。

不採算の高額医療器械は、地方公営企業法第17条の2第1項第2号の規定で一般会計が病院事業会計へ当該器械の運用に伴う不採算部分について、資金を繰出することになっている。

★地方公営企業法第17条の2第1項第2号

(経費の負担の原則)

第17条の2

次に掲げる地方公営企業の経費で政令で定めるものは、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において、出資、長期の貸付、負担金の支出、その他の方法により負担するものとする。

- 一、その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもって充てる個々と適当でない経費
- 二、当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

この不採算の高額医療器械の繰入は、従来器械の取得価額50百万円以上のものが対象となっていたが、平成16年度より取得価額が1億円以上のものに変更された。繰入額は、当該対象器械毎に次の計算式によって行っている。

$$\text{収入合計} - \text{費用合計} (\text{減価償却費を除く}) = \text{繰入額}$$

平成18年度は6台の高額医療器械で次のような繰入を受けていた。(単位:円)

品名	収入合計 A	費用合計 B (減価償却費含む)	減価償却費 C	繰入額 A-B-C
1 シンチグラフィ (シンチグラフィ)	14,860,800	24,432,400	-	▲9,571,600
2 血管撮影装置 (VPA)	8,920,480	48,914,200	24,129,100	▲15,865,620
3 放射線照射治療装置 (RT)	105,259,000	151,206,100	41,085,000	▲4,862,100
4 磁気共鳴断層撮影装置 (MRI) 2台	67,105,950	235,539,980	42,384,780	▲126,049,250
5 デジタルX線画像処理装置	307,490	72,822,400	44,745,300	▲27,769,610
6 コレクター断層撮影装置	51,168,000	103,917,300	22,500,000	▲30,249,300
合計	247,621,720	696,832,380	174,843,180	▲214,367,480

但し、高額医療器械の費用を積算するにあたっては、器械の稼働に伴う減価償却費が発生し、期間損益の費用となるため、当然積算に含むべきである。

平成18年度において、実際に繰入を受けている金額と実際の赤字額とが相違しており判明しているだけで78百万円多く繰入を受けている。

取得年度	品名	一般会計より実際繰入を受けている金額			実際の赤字額			
		収益合計	費用合計 (減価償却費除く)	繰入額①	収益合計	費用合計 (減価償却費除く)	あるべき繰入額②	過大繰入額
3	シンチグラフィ	14,860,800	24,432,400	▲9,571,600	24,598,500	39,810,596	▲15,212,096	▲5,640,496
13	放射線照射治療装置	105,259,000	110,121,100	▲4,862,100	138,140,800	81,044,111	+57,096,689	4,862,100
13	磁気共鳴断層撮影装置	67,105,950	193,155,200	▲126,049,250	46,638,900	81,159,054	▲34,520,154	91,529,096
13	血管撮影装置	8,920,480	24,786,100	▲15,865,620	25,564,800	53,951,929	▲28,387,129	▲12,521,509
							合計	78,229,191

★ ★

★印の過大補填額 91,529,096 円の詳細

A 現状の高額医療機器の収支状況

名称	取得年月日	取得金額	耐用年数	保守点検	職員給与費	費用合計 (減価償却費除く)	診療報酬	差引収支差額	参考減価償却費
磁気共鳴断層撮影装置(MRI)	H13.9.19	183,663,000	6	13,125,000	57,114,054	81,169,054	46,638,900	▲34,520,154	27,439,252
磁気共鳴断層撮影装置(MRI)	H13.9.19	100,037,000		10,920,000					14,945,528

B 実際に不採算高額医療機器として一般会計より繰入られた金額

名称	取得年月日	取得金額	耐用年数	保守点検	職員給与費	費用合計 (減価償却費除く)	診療報酬	差引収支差額	参考減価償却費
磁気共鳴断層撮影装置(MRI)	H13.9.19	183,663,000	6	24,045,000	169,110,200	193,155,200	67,105,950	▲126,049,250	42,384,780
磁気共鳴断層撮影装置(MRI)	H13.9.19	100,037,000							

B-A=過大繰入額

$$\text{▲126,049,250} - \text{▲34,520,154} = \text{▲91,529,096}$$

職員給与費の内訳について

A 現状の不採算高額医療機器の収支状況における職員給与費57,114,054円は、次のようにして算定している。

1 稼働率計算

機器の名称	一日あたり 検査可能件数	平成18年度 診療日数	平成18年度 検査可能件数	平成18年度 実績件数	稼働率
磁気共鳴断層装置(MRI)	17	245	4,165	4,038	96.95%
磁気共鳴断層装置(MRI)					

2 職員の稼働状況

機器の名称	H18検査 実績件数	放射線技師					放射線科医師					合計
		1件あたり 所要時間(分)	件数×所要 時間(分)	年間必要 人数※	医療職(二) 年間給与	年間必要給与	1件あたり 所要時間(分)	件数×所要 時間(分)	年間必要 人数※	医療職(一) 年間給与	年間必要 給与	
磁気共鳴断層装置(MRI)	4,038件	110分	444,180分	3.78人	8,166,516	30,845,264	50分	201,900分	1.72人	15,300,692	26,268,790	57,114,054
磁気共鳴断層装置(MRI)												

※年間1人あたり勤務時間245日×8時間×60分＝117,600分

B 実際に不採算高額医療機器として一般会計より繰入れられた金額の算定基礎の職員給与費169,110,200円は次のように計算している。

機器の名称	件数	放射線技師					放射線科医師					合計
		1件あたり 所要時間(分)	件数×所要 時間(分)	年間必要 人数※	医療職(二) 年間給与	年間必要給与	1件あたり 所要時間(分)	件数×所要 時間(分)	年間必要 人数※	医療職(一) 年間給与	年間必要 給与	
磁気共鳴断層装置(MRI)	3,657件	360分	1,316,520分	10.55人	8,600,814	90,730,318	180分	658,260分	5.27人	14,860,097	78,379,867	169,110,185
磁気共鳴断層装置(MRI)												

※年間1人あたり勤務時間(365日－105日)260日×8時間×60分＝124,800分

■放射線部の500万円以上の高額医療機器は、平成16年度末までで1,791,432,000円取得している。このうち上記MRI2台で283,700,000円であり全体の15.8%である。この機器に病院全体の放射線技師18人中10名以上がMRIに従事しているとは考えられない。

前記★★箇所の実績器械購入物件・取得価額と繰入を受けている器械との関係は次のように不整合が発生しており、この結果、下記のC物件は取得時より継続して繰入を受けていない。

■不採算物件の高額医療器械の対象物件の漏れB及び対象取得金額の不整合Cの内容

名称	実際の取得価額	一般会計より繰入の取得価額
心血管 撮影装置	A 208,258,000円	左記合計の半額となつて いる。 A' 161,500,000
頭・腹部 血管撮影装置	B 114,742,000円	C
合計	323,000,000円	

一般会計で
補填の対象
から渡れた
物件の取得
価額

(注) 上記AとA'は心臓撮影装置で同じものを意味する。

高額医療機器の実際の整備・運用状況を基に不採算金額を算定すると、頭・腹部血管撮影装置は、繰入額で 15,865,620 円補填されているが、本来は 23,504,419 円の赤字額となっているため、差額の 7,638,799 円さらに補填されるべきである。また、心血管撮影装置は本来補填の対象となる高額医療機器であるので、その赤字額 4,882,710 円は追加で補填されるべきで、頭・腹部血管撮影装置の赤字額と合わせ 12,521,509 円追加で補填されるべきである。

★★印の過大繰入額 12,521,509 円の詳細

A 現状の高額医療機器の収支状況

名称	取得年月日	取得金額	耐用年数	保守点検	管球交換	職員給与費	費用合計 (減価償却費除く)	診療報酬	差引収支差額	参考 減価償却費
心血管撮影装置	H13.9.14	208,258,000	6	7,350,000		22,612,710	29,962,710	25,080,000	▲4,882,710	31,238,700
頭・腹部血管撮影装置	H13.9.14	114,742,000		7,350,000	6,300,000	10,339,219	23,989,219	484,800	▲23,504,419	17,211,300

B 実際に不採算高額医療機器として一般会計より繰入られた金額

名称	取得年月日	取得金額	耐用年数	保守点検	管球交換	職員給与費	費用合計 (減価償却費除く)	診療報酬	差引収支差額	参考 減価償却費
心血管撮影装置	H13.9.14	161,600,000	6	7,350,000	1,215,000	16,221,100	24,786,100	8,920,480	▲15,865,620	24,128,100

A - B = 繰入不足額

(▲4,882,710 + ▲23,504,419) - ▲15,865,620 = ▲12,521,509

2.5 医療職の医師の時間外勤務手当の算定に当たり明確な規定はないが、総務課で次のように査定を行い時間外手当の時間を集計している。この結果、平成18年度において命令時間と査定時間との差が12,467時間あり、金額は約62百万円程になる。今後、時間外勤務手当の支給にあたっては、医師の勤務態勢の特殊性を考慮して命令権者が勤務実態を把握し、それに基づき時間外勤務を命令し、手当が支給できるように検討していく必要がある。

時間外勤務等命令簿 (医師用)

日 (曜日)	業務分類	業務の 具体的内容	主任医長等 確認印	時間外勤務等 の命令時間	時間外手当に 反映する時間
10/26 (木)	通常	××	㊟	1時間00分	0時間
10/31 (火)	通常	××	㊟	1時間01分	1時間
11/2 (木)	通常	××	㊟	2時間00分	2時間
11/6 (月)	通常	××	㊟	2時間30分	2時間
11/7 (火)	通常	××	㊟	3時間30分	3時間
11/9 (木)	通常	××	㊟	4時間30分	4時間
11/14 (火)	通常	××	㊟	5時間30分	4時間
11/17 (金)	ワコール	×× 患者名××× 処置内容×××	㊟	2時間40分	2時間
合計				22時間41分	18時間

医師の時間外勤務命令簿の命令時間が22時間41分であるが、実際に時間外手当として反映する時間は18時間となる。医師以外の場合は時間外手当として反映する時間は23時間となる。

医師の場合、業務実態の把握の困難さ等から申請時間に対して査定を行っていただくためであり、医師の勤務実態の把握方法等について十分検討する必要がある。

上記の対応については、一部時間外命令権者は承知している。県の規定外の対応なので、十分検討する必要がある。

平成18年度の影響額は、時間外当たり単価を5,000円とすると下記のとおりとなる。

申請時間	査定時間	×	5,000円	=	62,335,000円
45,340	32,873				

※ 12,467時間 ÷ 85人(医師数) ÷ 12月 ÷ 21日(勤務日数) = 0.58時間
⇒ 34分(医師1人当たり1日当り)

この件については、平成18年度分の申請時間及び査定時間を個人別に集計して上記の結果となったものである。

■ 医師にかかる時間外勤務手当てについて、査定をしている理由については、

① 業務実態の把握の困難さ

例：常に上司と一緒に業務（診療）に従事しているのではなく、それぞれの医師が患者をもち診療に従事している。

常に全員が同じ場所で仕事をしているのではなく、病棟、診療室、医局部屋（※医師の控え室、個人ごと机、書棚、PC等がある。）、図書室等それぞれ別の場所で業務を行っている。

② 業務とそれ以外の区別の難しさ

例：症例を研究するため勤務時間外も病院にいた時、それが病院として必要なものか、単に個人的なスキルアップのためのものか区別しがたい。等の現状があり、病院として必要不可欠な時間外勤務であるのか把握した上で、適正に命令をすることが困難となっている。このため医師の時間外勤務については、申請時間＝命令時間という形ではなく、管理局内での査定を行っている。

26

中央病院託児所等業務委託契約 約17百万円において実際の託児所の保育労務費と相当違う病院内の積算額である。

託児所と保育所間の送迎バス運行費も病院の積算額とは相当違っている。

さらに、保育園の管理費として約5百万円支払っているが、保育園の実績報告書からは、明細は不明である。

契約書において実績に過不足が生じた場合は、委託料を精算するところがあるが、委託契約額16,955,152円とまったく同額で精算されているため、実態を反映した委託料とすることが必要である。積算方法が実績報告書と相当違うため検証不可能であり、積算額が適正かどうか判断することが困難である。

中央病院と保育園との委託業務の内容は次のとおりである。

- ① 託児所（病院内にある）の管理・運営に関すること
- ② 託児所と保育所間の送迎バスの運行に関すること
- ③ 託児所の早期保育に関すること（午前7時00分から午前8時30分まで）
- ④ 託児所の延長保育に関すること（午後5時00分から午後7時30分まで）

中央病院の積算額は、次ページの表のとおり、託児所の委託業務の実態を反映したものとはいえない。特に保育士の人数は、積算上は2名であるが実態は3～4名程度である。日々の時間帯別の保育士数が把握されているので、実績額を把握することは可能である。また、積算上運転手の給与が含まれているが、送迎費としては、一般の園児の1ヶ月当たりの負担額と同額を実際の利用人数を乗じて最終的に精算すべきと思われる。

いずれにしても、病院の積算額を実態に正しいものとすることが望まれる。

また、管理費を総人件費の約50%としている。確かに人件費に係わる事業主負担分の社会保険料や、労働保険料が発生するし、早朝、夜間保育に係わる管理者の管理費用等も発生すると考えられるが、総人件費の50%である5百万円については、契約当事者の保育園と詳細な積み上げ計上が必要と思われる。人件費については、時間当たり単価を調整すればどのようにしても積算上対応できるが、保育園の実態を十分把握したうえで決めることが必要である。

実態発生額	中央病院の積算額	保育園の実績報告書
平成18年4月～平成19年3月までの日別、時間帯別、保育士数・園児数実績よりまとめたものが次ページの表であり別表より 総額 9,812,172円	1 夜間保育分 ※3,988,800円 2 早朝・延長保育分 ※3,962,100円 総額 7,950,900円	月単価 838,275円×12ヶ月 総額 10,059,300円
平成18年4月から平成19年3月まで毎月園児数に1人当たり送迎費用を乗じる。 延23人×3,400円×12ヶ月=938,400円 総額 938,400円	1 事務職兼運転手給与 ※1,933,200円 2 送迎車両維持費 ※1,200,000円 総額 3,133,200円	月単価 100,000円×12ヶ月 総額 1,200,000円
管理費 要検討	1 栄養士人件費 ※175,200円 2 管理費として上記人件費合計※10,059,300×50% =5,029,650円 3 事務用品消耗品 60,000円 総額 5,264,850円	管理費 月単価 402,372円×12ヶ月 4,828,464円 事務費 月単価 5,000円×12ヶ月 60,000円 総額 4,888,464円
総計	16,348,950円	16,147,764円
総額	17,166,397円	16,955,152円

最終的に16,955,152円で契約した。

契約どおりの精算額となる。



平成18年4月～平成19年3月までの日別、時間帯別、保育士数・園児数のデータのまとめ表

別表

稼働	7時 19時 19時	19時 半以降	22時 以降	7:00		8:00		9:00		17:00		18:00		19:00		19:30		22:00		2:00		
				児	保育士	児	保育士	児	保育士	児	保育士	児	保育士	児	保育士	児	保育士	児	保育士	児	保育士	児
23	23	8	4	196	40	428	80	429	80	433	79	280	59	170	48	114	37	88	16	73	16	
24	24	8	5	228	45	434	85	441	86	479	85	308	70	210	50	143	44	117	16	77	16	
25	25	9	6	315	54	508	86	511	86	554	89	351	72	207	64	129	42	111	18	87	18	
24	24	8	7	242	54	444	78	440	77	501	86	344	73	198	60	119	46	87	16	69	16	
27	27	9	8	302	79	506	81	503	81	510	89	345	77	197	61	143	43	95	18	81	18	
24	16	7	9	271	75	532	77	544	77	580	94	374	80	220	58	144	43	117	14	90	14	
25	25	7	10	316	111	627	113	631	113	616	101	385	78	222	57	156	47	96	14	85	14	
24	16	8	11	265	78	524	79	545	79	548	94	353	80	204	63	137	44	89	16	74	14	
23	16	7	12	277	83	540	85	574	85	589	84	400	75	221	66	168	44	147	14	110	14	
22	10	7	1	181	64	427	84	473	83	498	76	317	66	192	53	124	34	115	14	86	14	
23	11	7	2	251	90	529	90	543	90	534	82	361	72	215	59	139	37	112	14	100	14	
25	13	9	3	258	92	533	95	554	95	561	86	379	75	224	59	144	42	116	18	105	18	
289	230	94	合計	3,102	865	6,032	1,033	6,188	1,032	6,403	1,045	4,197	877	2,480	698	1,660	503	1,290	188	1,037	186	
稼働日数合計				289	289	289	289	289	289	289	289	289	289	289	289	289	230	230	94	94	94	94
① / ②				10.7	2.99	20.8	3.57	21.41	3.57	22.15	3.61	14.52	3.03	8.58	2.41	7.21	2.18	13.72	2.00	11.03	1.97	

人件費総額 9,812,172円
 (7時～8時) 1,200円×1H×289日×3人=1,040,400円
 (8時～9時) 1,200円×1H×289日×3.57人=1,238,076円

(19:30～22時) 1,200円×2.5H×230日×2.18人×1.25=1,880,250円
 (22時～5時) 1,200円×7H×94日×2人×1.5=2,368,800円
 (5時～7時) 1,200円×2H×94日×2人×1.25=564,000円

(17時～18時) 1,200円×1H×289日×3.61人=1,251,948円
 (18時～19時) 1,200円×1H×289日×3.03人=1,050,804円
 (19時～19時30分) 1,200円×0.5H×289日×2.41人=417,894円

(注)時間当たり単価は積算時の1,200円を使用している。

託児所の件については、平成19年4月20日、総財公第58号総務省自治財政局長の名で「平成19年度の地方公営企業繰出金について(通知)」が行われ、次のように示されている。

院内保育所の運営に要する経費

(1) 趣旨

病院内保育所の運営に要する経費について一般会計が負担するための経費である。

(2) 繰出しの基準

病院内保育所の運営に要する経費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額とする。

病院の託児所が院内保育所と認められるなら、運営経費は一般会計より負担されるのであるが、一般会計自体県民の税金で成り立っている以上託児所の経費そのものが、実態に依りて適切に支払われることを望むものである。

27 病院内のレストラン、喫茶店、売店等から徴収している使用料は、民間の店舗使用料と比較して明らかに安価である。収益が充分見込まれる病院の店舗に適正価格からの減免率30%~70%は見直しも考慮すべきである。従って、病院の行政財産使用料を根本的に見直し、民間の店舗使用料がとれないか、または、減免率の見直し等病院は使用料について明確な相違規定の設置を検討すべきである。

病院内のレスラン、喫茶店、売店等から徴収している施設の使用料は、行政財産の目的外使用許可に基づく使用料であり、管財課からの通達「行政財産使用料等の算定について」を準用して算定していることであるが、実際には適用されていない。

この通達では、土地・建物の現在価値を基礎として、5年に一度使用料額を改定しているのに対し、病院は平成13年の第一期開院以来、使用料を改定していない、仮に価格改定を行うとすれば、病院建物について減価償却により減価していき簿価を算定基礎とすることとなるため、平成19年度を価格改定期として試算すれば、現状より病院全体で245万円使用料が安くなり、今後も価格改定の度に使用料が安くなっていくものである。

しかし、民間の店舗賃貸借の美観からみれば現状の使用料は、坪当たり売店は17,479円、喫茶店は6,342円、レスランは3,562円等となっており、明らかに安価である。収益が充分見込まれる病院の店舗に、管財課基準をそのまま適用し、価格改定を行うことには疑問が残る。

従って、病院の行政財産使用料を根本的に見直し、民間の店舗賃貸借として店舗使用料がとれないか、または、現状とおり行政財産の目的外使用許可とする場合であっても、建物の効用が発揮できる間は減免率30%~70%は大きく思われるため、減免率の見直しを行うとか、民間の店舗使用料の美観を勘案し適正な価格とし、毎年減価償却分だけ賃料を引き下げるとか、または、実価格を考慮した固定の使用料を徴収する等病院は、使用料についての明確な相違規定の設置を検討すべきである。

平成16年3月8日付、管第3-8号の「行政財産使用料等の算定について(通達)」によると建物の一部を使用する場合の使用料の算定は以下による。

$$\left(\frac{\text{(当該建物の公有財産台帳価格)}}{\text{(当該建物の公有財産台帳延べ面積)}} \times \frac{6}{100} + \frac{\text{(当該建物敷地の公有財産台帳価格)}}{\text{(当該建物の公有財産台帳延べ面積)}} \right) \times \frac{4}{100} \times \text{(当該建物の公有財産台帳延べ面積)} \times \text{(使用延べ面積)} \times 1.05$$

山梨県立中央病院は上記に基づき平成18年度の病院本体の行政財産使用料は以下のように計算されていた。

建物	36,473,207.725 円					
建物延べ面積	57,203.42 m ²					
建物建て面積	10,969.37 m ²					
土地	207,197,000 円					
衛生公害研究所土地面積	2,665.71 m ²					
衛生公害研究所土地面積	2,665.71 m ²					
建物価格	36,473,207.725 円	×	$\frac{6}{100}$	+	$\frac{207,197,000 円}{2,665.71 m^2} \times \frac{4}{100}$	
建物延べ面積	57,203.42 m ²	×	$\frac{4}{100}$	×	10,969.37 m ²	
建物延べ面積	57,203.42 m ²	×	$\frac{4}{100}$	×	57,203.42 m ²	
	=	38,852 円	×	1.05	=	40,794 円

この積算根拠の中で建物の価格が建設当初の買取り額となっており、その詳細は担当が暮らした理由で分らないとの事であった。「行政財産使用料等の算定について(通達)」によると公有財産台帳の改定など使用料の算定根拠に異動がある場合には、使用料の改定を行う必要がある。当病院の建物が公有財産台帳に載っていないため毎年の減価償却により減価していき、簿価によることになる。

この方式に基づき、監査人が平成17年度の減価償却後の簿価を使って、試算すると次のように価格が下がることが、民間の店舗賃賃借の実情から見た場合、妥当の用事がなく、収益が充分見込まれる病院の店舗に、この算式を適用することには疑問がある。

建物
建物価格 32,394,350.007 円
建物延べ面積 57,203.42 m²
建物延べ面積 10,969.37 m²

土地
衛生公署研究所土地価格 207,197,000 円
衛生公署研究所土地面積 2,665.71 m²

山梨県立中央病院の土地が公有財産台帳に載っていないので近隣の衛生公署研究所の公有財産台帳価格等を参考にしている

建物価格 32,394,350.007 円 × $\frac{6}{100}$ + $\frac{207,197,000 円}{2,665.71 m^2} \times \frac{4}{100}$ × 建物延べ面積
57,203.42 m² × $\frac{6}{100}$ + $\frac{2,665.71 m^2}{10,969.37 m^2}$ × 57,203.42 m²
建物延べ面積 = 34,574 円 × 1.05 = 36,302 円

また平成19年度においても同じ積算根拠を使って行政財産使用料を算出しているが監査人が集計した平成19年度の直前期である平成18年度の償却後の簿価及び平成19年3月31日に改定となつている衛生公署研究所の土地価格122,246千円を使って積算すると以下の通りとなる。

建物
建物価格 30,962,639.829 円
建物延べ面積 57,203.42 m²
建物延べ面積 10,969.37 m²

土地
衛生公署研究所土地価格 122,246,000 円
衛生公署研究所土地面積 2,665.71 m²

山梨県立中央病院の土地が公有財産台帳に載っていないので近隣の衛生公署研究所の公有財産台帳価格等を参考にしている

建物価格 30,962,639.829 円 × $\frac{6}{100}$ + $\frac{122,246,000 円}{2,665.71 m^2} \times \frac{4}{100}$ × 建物延べ面積
57,203.42 m² × $\frac{6}{100}$ + $\frac{2,665.71 m^2}{10,969.37 m^2}$ × 57,203.42 m²
建物延べ面積 = 32,828 円 × 1.05 = 34,469 円

上記によって算出した1㎡あたりの行政財産使用料によって平成18年度と平成19年度の病院本館内の使用料総額を比較してみたのが次の表のとおりである。

中央病院行政財産使用料(病院本館内物件に限る)一覧(平成18年4月1日～平成19年3月31日) 平成18年度病院計算

使用者	用途	場所	使用許可 ㎡面積 A	許可面積 (㎡) B	許可開始日	許可期間	口料料率 C	減価率 D	使用料 A×B×C× (100-D)×F	消費税	使用料 (消費税込) F×1.05		
ATM													
1	A	現金自動支払機	1F	キャッシュコーナー	38,852	8	H13.9.20	H18.4.1 ~ H19.3.31	—	—	310,816	1.05	326,356
2	B	現金自動支払機	1F	キャッシュコーナー	38,852	7	H13.9.20	H18.4.1 ~ H19.3.31	—	—	271,964	1.05	285,562
3	C	現金自動支払機	1F	キャッシュコーナー	38,852	7	H13.9.20	H18.4.1 ~ H19.3.31	—	—	271,964	1.05	285,562
4	D	現金自動支払機	1F	キャッシュコーナー	38,852	7	H13.9.20	H18.4.1 ~ H19.3.31	—	—	271,964	1.05	285,562
自動販売機													
5	E	自動販売機(清涼飲料水)	9F・2F	ダイルム・2F北	38,852	2	H13.9.21	H18.4.1 ~ H19.3.31	—	—	77,704	1.05	81,589
6	F	自動販売機(清涼飲料水)	8F・1F・5F	ダイルム・1F南	38,852	3	H13.9.21・H17.3.13	H18.4.1 ~ H19.3.31	—	—	116,556	1.05	122,383
7	G	自動販売機(乳飲料)	7F・2F・8F	ダイルム・2F南	38,852	3	H13.9.21・H17.3.13	H18.4.1 ~ H19.3.31	—	—	116,556	1.05	122,383
8	H	自動販売機(清涼飲料水)	6F・2F	ダイルム・2F南	38,852	2	H13.9.21	H18.4.1 ~ H19.3.31	—	—	77,704	1.05	81,589
9	I	自動販売機(乳飲料)	3F・5F・9F	ダイルム	38,852	3	H13.9.21・H17.3.13	H18.4.1 ~ H19.3.31	—	—	116,556	1.05	122,383
10	J	自動販売機(清涼飲料水)	4F	ダイルム	38,852	1	H13.9.21	H18.4.1 ~ H19.3.31	—	—	38,852	1.05	40,794
11	K	自動販売機(コーヒー等・給水タンク付)	1F	1F北	38,852	2	H13.9.21	H18.4.1 ~ H19.3.31	—	—	77,704	1.05	81,589
12	L	自動販売機(清涼飲料水)	1F	1F南	38,852	1	H13.9.21	H18.4.1 ~ H19.3.31	—	—	38,852	1.05	40,794
13	M	自動販売機(清涼飲料水等)	9F・B1F		38,852	2	H17.3.13	H18.4.1 ~ H19.3.31	—	—	77,704	1.05	81,589
14	N	自動販売機(清涼飲料水)	7F・1F	ダイルム・1F北	38,852	2	H17.3.13	H18.4.1 ~ H19.3.31	—	—	77,704	1.05	81,589
15	O	自動販売機(清涼飲料水)	6F	ダイルム	38,852	1	H17.3.13	H18.4.1 ~ H19.3.31	—	—	38,852	1.05	40,794
16	P	自動販売機(清涼飲料水)	4F	ダイルム	38,852	1	H17.3.13	H18.4.1 ~ H19.3.31	—	—	38,852	1.05	40,794
17	Q	自動販売機(清涼飲料水)	3F	ダイルム	38,852	1	H17.3.13	H18.4.1 ~ H19.3.31	—	—	38,852	1.05	40,794
18	R	自動販売機(乳飲料)	2F・1F	2F南・1F南	38,852	2	H17.3.13	H18.4.1 ~ H19.3.31	—	—	77,704	1.05	81,589
19	S	自動販売機(コーヒー等)	1F	1F南	38,852	1	H17.3.13	H18.4.1 ~ H19.3.31	—	—	38,852	1.05	40,794
売店 理容室 レストラン 喫茶店													
21	T	床頭台	1C外		38,852	137	H13.9.23	H18.4.1 ~ H19.3.30	6/12	30	1,862,954	1.05	1,956,101
		カード販売機	ダイルム外		38,852	2	H17.3.13	H18.4.1 ~ H19.3.30	6/12	—	38,853	1.05	40,795
		カード精算機	正面玄関										
		イオパ販売機	4F・9Fダイルム										
		コインランドリー	9F		38,852	4		H18.4.1 ~ H19.3.30	6/12	—	77,704	1.05	81,589
22	U	売店	1F		38,852	94	H17.3.11	H18.4.1 ~ H19.3.31	—	30	2,559,181	1.05	2,687,140
23	V	理容店	1F		38,852	20.22	H17.3.10	H18.4.1 ~ H19.3.31	—	70	235,676	1.05	247,459
24	W	レストラン	3F	客室	38,852	234.30	H17.3.2	H18.4.1 ~ H19.3.31	—	70	2,730,907	1.05	2,867,452
25	X	喫茶室	1F		38,852	66.92	H17.3.4	H18.4.1 ~ H19.3.31	—	50	1,299,988	1.05	1,364,986
その他													
26	Y	院外処方箋コーナー	1F		38,852	6	H10.4.1	H18.4.1 ~ H19.3.31	—	100	0	—	0
27	Z	倉庫(ロッカー)	2F		38,852	1.12	H17.4.1	H18.4.1 ~ H19.3.31	—	100	0	—	0
東日本電信電話(株)													
37	Z'	光ファイバー装置1基 光成端キチネット1基	2F		38,852	1	H13.9.23	H14.4.1 ~ H19.3.31	—	50	19,426	1.05	20,397
										13,469,875			

中央病院行政財産使用料(病院本館内物件に限る)一覧(平成19年4月1日～平成20年3月31日) 平成19年度監査人計算

使用者	用途	場所	使用許可 面積 (㎡)	許可面積 (㎡) B	許可開始日	許可期間	日割計算 C	減価率 D	使用料 A×B×C× (100-D)×E	消費税	使用料 (消費税込) F×1.05		
ATM													
1	A	現金自動支払機	1F	キャットコーナー	32,828	8	H13.9.20	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	—	262,624	1.05	275,755
2	B	現金自動支払機	1F	キャットコーナー	32,828	7	H13.9.20	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	—	229,796	1.05	241,285
3	C	現金自動支払機	1F	キャットコーナー	32,828	7	H13.9.20	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	—	229,796	1.05	241,285
4	D	現金自動支払機	1F	キャットコーナー	32,828	7	H13.9.20	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	—	229,796	1.05	241,285
自動販売機													
5	E	自動販売機(清涼飲料水)	9F・2F	デイルーム2F北	32,828	2	H13.9.21	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	—	65,656	1.05	68,938
6	F	自動販売機(清涼飲料水)	8F・1F・5F	デイルーム1F南	32,828	3	H13.9.21・H17.3.13	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	—	98,484	1.05	103,408
7	G	自動販売機(乳飲料)	7F・2F・8F	デイルーム2F南	32,828	3	H13.9.21・H17.3.13	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	—	98,484	1.05	103,408
8	H	自動販売機(清涼飲料水)	6F・2F	デイルーム2F南	32,828	2	H13.9.21	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	—	65,656	1.05	68,938
9	I	自動販売機(乳飲料)	3F・6F・9F	デイルーム	32,828	3	H13.9.21・H17.3.13	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	—	98,484	1.05	103,408
10	J	自動販売機(清涼飲料水)	4F	デイルーム	32,828	1	H13.9.21	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	—	32,828	1.05	34,469
11	K	自動販売機(コーヒー等・給水タンク付)	1F	1F北	32,828	2	H13.9.21	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	—	65,656	1.05	68,938
12	L	自動販売機(清涼飲料水)	1F	1F南	32,828	1	H13.9.21	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	—	32,828	1.05	34,469
13	M	自動販売機(清涼飲料水等)	9F・B1F		32,828	2	H17.3.13	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	—	65,656	1.05	68,938
14	N	自動販売機(清涼飲料水)	7F・1F	デイルーム1F北	32,828	2	H17.3.13	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	—	65,656	1.05	68,938
15	O	自動販売機(清涼飲料水)	6F	デイルーム	32,828	1	H17.3.13	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	—	32,828	1.05	34,469
16	P	自動販売機(清涼飲料水)	4F	デイルーム	32,828	1	H17.3.13	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	—	32,828	1.05	34,469
17	Q	自動販売機(清涼飲料水)	3F	デイルーム	32,828	1	H17.3.13	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	—	32,828	1.05	34,469
18	R	自動販売機(乳飲料)	2F・1F	2F南・1F南	32,828	2	H17.3.13	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	—	65,656	1.05	68,938
19	S	自動販売機(コーヒー等)	1F	1F南	32,828	1	H17.3.13	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	—	32,828	1.05	34,469
売店 理容室 レストラン 喫茶店													
21	T	床頭台	1C外		32,828	137	H13.9.23	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	30	3,148,205	1.05	3,305,615
		カード販売機	デイルーム外		32,828	2	H17.3.13	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	—	65,656	1.05	68,938
		カード精算機	正面玄関										
		イヤホン販売機	4F・6Fデイルーム										
		コインランドリー	9F		32,828	4		H19.4.1 ~ H20.3.31	—	—	91,918	1.05	96,514
22	U	売店	1F		32,828	94.1	H17.3.11	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	30	2,162,380	1.05	2,270,498
23	V	理容室	1F		32,828	20.22	H17.3.10	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	70	199,135	1.05	209,091
24	W	レストラン	3F	客室	32,828	234.30	H17.3.2	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	70	2,307,480	1.05	2,422,854
25	X	喫茶室	1F		32,828	66.92	H17.3.4	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	50	1,098,425	1.05	1,153,345
その他													
26	Y	陸外処方箋コーナー	1F	医療情報コーナー	32,828	6	H10.4.1	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	100	0	—	0
27	Z	倉庫(ロッカー)	2F	多目的ホール倉庫内	32,828	1.12	H17.4.1	H19.4.1 ~ H20.3.31	—	100	0	—	0
東日本電信電話(株)													
37	Z'	光ファイバ設置1基	2F	電話機候室	32,828	1	H13.9.23	H19.4.1 ~ H24.3.31	—	50	16,414	1.05	17,234
		光成強キヤビネット1基											
= 13,096,218													

病院計算15,548,359円 - 監査人計算13,096,218円 = 差異額2,452,141円

28

看護師白衣貸借において、平成19年3月末の退職者13名についても白衣貸借代を支払っていた。これは往査日までの平成19年4月から8月の5ヶ月間で過剰な支払額が122,850円(税込)発生していた。

看護師の定数と看護師白衣貸借契約の請求人数が異なるため、看護師白衣請求対象者リストを白衣貸借契約業者であるA社から取寄せ、一点毎に看護師職員名簿と突き合わせした結果、平成19年3月末の看護師退職者13名が平成19年4月以降請求対象者リストに含まれていた。このため平成19年4月から8月までの5ヶ月間について下記の金額の過剰な支払額があった。

19年8月時点の差異人数

病院の看護師の人数	523名	(病院の実数)
A社の月別利用者名簿からの人数	536名	(請求書の人数)
差異人数	13名	

★ 過剰支払額

(13名×1,800円×5ヶ月) × 1.05 = 122,850円

病院側では、看護師の入退職者をA社に連絡し、前月職員数を増減していく方法で確認していたが、確認漏れがあると継続することになるので今後は毎月看護師白衣請求対象者リストを提出させ、請求数と職員に整合性があるかの確認を行う必要がある。但し、毎月看護師白衣請求者対象者リストを提出させることが困難ならば年2回4月および10月の年2回程とすることも考えられなくはない。いずれにしても、数量の確認を行い適正な支払をすることが必要である。

2 9

医療用酸素濃縮器賃貸料及び携帯用酸素ボンベ賃貸料のA社からの請求を実際の使用状況と確認したところ平成18年12月分のうち次の3件について、過少のものがあつたり、当病院の診療報酬の請求もれがあつたりした。適正な処理を行う必要がある。

氏名	機種	請求書		実 際	
		濃縮賃貸料	ボンベ賃貸料	濃縮賃貸料	ボンベ賃貸料
A	TO-90-3TU	○	○	○	×
B	ﾊﾞｽﾄｼﾞﾝｸﾞ2×	○	—	○	○
C	ﾊﾞｽﾄｼﾞﾝｸﾞ2×	○	—	○	○
				単価 39,800 円	単価 6,600 円

氏名	A	B	C
診療報酬			
在宅酸素療法指導管理料	有	有	有
酸素濃縮装置使用加算	有	有	有
携帯用酸素ボンベ使用加算	無	有	有
賃借料			
酸素濃縮器請求	有	有	有
ボンベ請求	有	無	無
備考	H18.4～H19.5は携帯用酸素ボンベ加算無し H19.6からは携帯用酸素ボンベ加算有り	H19.2在宅酸素療法終了	H19.2在宅酸素療法終了
担当確認内容	ｸﾗｰｸが入力に使用している在宅酸素療法の発注伝票の携帯用酸素ボンベ加算にｶﾞがしていなかった。	ｸﾗｰｸが入力に使用している在宅酸素療法の発注伝票の携帯用酸素ボンベ加算にｶﾞがしてあった。	ｸﾗｰｸが入力に使用している在宅酸素療法の発注伝票の携帯用酸素ボンベ加算にｶﾞがしてあった。

(資料)	在宅酸素療法発注控え	在宅酸素療法発注控え	在宅酸素療法発注控え
業者からの確認内容	治療開始当初に医師から携帯用酸素ボンベ使用の指示があつたかどうか不明であるが、当初から携帯用酸素ボンベの貸し出しもしていたとのこと。	治療開始当初に医師から携帯用酸素ボンベ使用の指示があり、器械の貸し出しもしていたが、何らかの原因により請求漏れになつてしまつていたとのこと。	治療開始当初に医師から携帯用酸素ボンベ使用の指示があり、器械の貸し出しもしていたが、何らかの原因により請求漏れになつてしまつていたとのこと。
結果	診療報酬の請求漏れ(E氏に確認)。	業者の賃貸料の請求漏れ(A社に確認)。	業者の賃貸料の請求漏れ(A社に確認)。
原因	診療報酬の算定内容と業者のリストとの突き合わせの際に見落とし。	診療報酬の算定内容と業者のリストとの突き合わせの際に見落とし。	診療報酬の算定内容と業者のリストとの突き合わせの際に見落とし。

30

県立中央病院の薬品費、診療材料費については、1. 後発医薬品は安全性、患者のニーズ等を勘案の上、採用拡大を今後も取り組んでいくべきである。2. 購入では北病院との一括購入を考え、また同一効能の薬品については医師、看護師、MR等の協力を得て、今後も積極的に同効品の整理・統合を進めるべきである。3. 在庫管理では外来、病棟での受払記録を行い、在庫の年齢調べによるデータ管理も必要と思われる。

1. 後発医薬品の一層の採用拡大

後発医薬品の採用率は現在4.8%であるが、経営改善プログラム計画で指摘されているとおり、安定供給、安全性、患者のニーズ等を勘案の上、採用拡大を今後も取り組んでいくべきである。

2. 薬品、診療材料の購入について

① 県立中央病院と県立北病院ではそれぞれ納入業者選定を行っているが、共同・一括購入を行うことにより、費用の節減及び購入手続きの効率化が行われると考える。

② 予定価格を上回って契約した事例が1件あった。
(薬品名) エボジンS注 3000E シリンジ (購入予定価格) 48,200円 (入札書比較価格) 48,050円

入札業者の見積価格と予定価格の比較にあたって、欄の見間違いにより税込みの予定価格と比較してしまったことによる。

③ 同一効能の薬品・診療材料を検討することにより費用の節減が図られているところであるが、主たる使用者である医師、看護師等が、薬剤師やMR等の最新の情報を得て、今後も積極的に同効品の整理・統合を進めるべきである。

3. 薬品、診療材料の在庫管理について

① 外来・病棟での受け払いの継続記録は行っていない。受け払い記録を行っていない場合は紛失、毀損廃棄等の把握は困難である。診療材料は使用のつどカードを回収しているので不明紛失等は把握可能である。現在毀損伝票により毀損等があった場合報告を行っているが、継続記録により帳簿在庫を管理していかないければ、単に自己申告に基づいているような報告制度にとどまっているものと言わざるを得ない。

② 電算システムによる在庫の年齢調べによるデータ管理が行われていない。このため、看護部等の運用により、期限切れ前の物品等の有効利用を推進する方法をとっている。一定期間払い出しが行われていない在庫データを電算管理にすることで、より正確で簡便な管理が可能となる。

31

窓口収入に関して、発行された全ての領収済通知書が入金されたかどうかの検証(つまり領収済通知書の連番管理)が行われていない。悪意で領収済通知書の控を破棄して現金を抜いた場合、医業会計システムでは入金済となり未収金とならず、企業会計システムでは医業未収金の個別残高の消込みを行っていることで、全ての収入すべき窓口収入が実際に収入され又は未収計上されていることを確認することが出来ないため内部統制上の不備がある。

現在窓口での現金収入について9:00から15:00までは出納取扱銀行である山梨中央銀行の担当者(常時2-3人)が収入の窓口業務を行っている。

15:00以降は㈱ニチイの社員が窓口業務を行っている。㈱ニチイが15:00以降の入金額を翌朝山梨中央銀行に引き継ぎ、最終的に山梨中央銀行は前日15:00以降から当日の15:00までの合計入金額を領収済通知書の控えの束と合計票を作成する。①現状のシステム(医事会計システム)ではすべての領収済通知書を発行するも当日の入金合計を集計できない。②また医業未収金の患者負担分についての残高を医事会計システム以外では全件の把握をしていない。③発行された全ての領収済通知書が入金されたことを検証(領収済通知書の連番管理等)していない。

(1) すなわち悪意で領収済通知書の控えを破棄して現金を抜いた場合、医事会計システムでは入金済みとなり未収入金とならず、企業会計システムでは医業未収金の個別残高の消込みを行っていないので、すべての収入すべき窓口収入が実際に収入され又は未収計上されていることを確認することが出来ず、内部統制に不備がある。

(2) また、㈱ニチイが15:00以降については窓口収入業務を行っているが、山梨県病院事業財務規則第20条では「病院事業に係る金銭の出納については、企業出納員及び現金取扱員が行うほか、出納取扱金融機関に委託して行なうものとする。」とあり、㈱ニチイが行うことについて規程上根拠がない。現金取扱員が必ず1人は夜間業務を行っており㈱ニチイは現金取扱員の管理下にあるため現金取扱員が出納を行っているのと同じことである。しかし同じように企業出納員の管理下で出納事務を取り扱っている出納取扱金融機関については山梨県病院事業財務規則の第52条から第67条まで詳細な規定があり、均衡が取れないように感じる。

医事会計システム上当日発行された領収済通知書にすべて連番が付されるので、平成19年3月28日の外来収入に限って領収済通知書控え(1~1266)の連番チェックを行った。窓口で入金されたもの、自動精算機で入金されたもの、3月28日時点では未入金になっているが後日入金されるもの、生活保護、自立支援医療等で窓口入金額自体が無いもの等をすべてカウントし欠番がないことを確認した。

3 2

「招へい医師」に対する謝金の支払書類を偽造して、平成15年度から3年間にわたり約170万円を着服した。この件について着服の方法・着服額・着服額の弁済状況・その後の再発防止策・現段階の会計処理上・管理上の問題点

着服の方法

(1) 資金前渡

支払一覧表に勤務実態のない医師を掲載し、あたかも招へい医師として勤務実態があり、現金での支給が必要であるかのように書類を偽造して、担当職員に支出事務を行わせ、本人に交付させた額が13,773,560円

(2) 口座振替

知人を招へい医師として、支払一覧表を偽造し、知人名義の口座に振り込ませた額が3,000,000円

着服額

(1) + (2) = 16,773,560円

平成15年度から平成17年度にかけて、延37回の支出事務を行うことにより着服を行った。

着服額の弁済状況

着服額	(平成18年7月27日付)	16,773,560円
返済年月	平成18年7月	1,000,000
	平成18年9月～19年2月	98,000
	平成19年3月	4,230,000
	平成19年5月～19年8月	50,000
	平成19年9月現在未回収額	11,395,560

再発防止策

平成18年9月1日付けで「医師等招へい事業実施要領」を制定し、再発防止策のための措置がとられ、その運用中である。

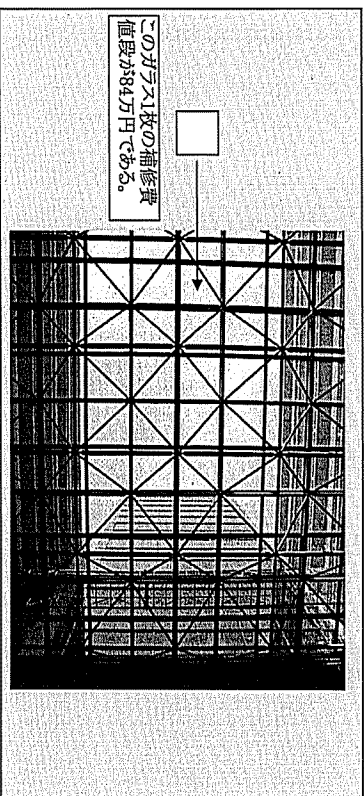
現段階の会計処理上・管理上の問題点

会計処理としては、額が判明したとき未収金を計上する必要があるが、これを招へい医師に対する謝金に関する事件の弁済金なので医業外未収金で処理すべきである。また、着服額の大部分(約2/3)が回収されていないので相手方の資産状況も検討のうえ、今後の返済計画について契約書を締結する等回収努力を行う必要がある。

3 3

監査期間中に病院のエントランスホール天井のガラス(縦約1m×横約1m)にひびがはいり取替の工事を行っていた。このガラス取替工事費1枚が84万円であり、県民の感覚からは納得がいかない補修費である。特注品とも考えられるが、ガラス1枚に84万円支払うことが妥当かどうか担当者個人の金銭を支払うつもりで検討していただきたい。

病院のエントランスホール天井のガラス1枚の値段(取替工事含む)について、実際は84万円が妥当であるのかもしれないが、県民の感覚からは担当者個人のお金を支払うつもりで仕事をしていただけたら県民の役に立つと判断する。



ガラス交換工事の見積書を示すと次のとおりである。

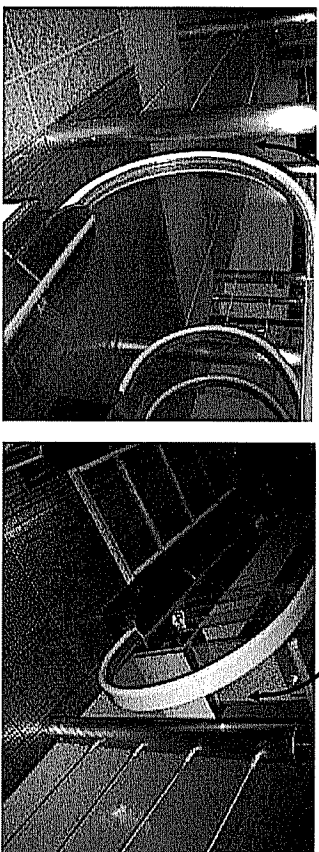
品名	仕様	数量	単位	単価	金額
仮設資材	照明器具、ハイクード、養生材	1	式	80,000	80,000
仮設資材運搬	山梨市内往復	2	回	28,000	56,000
カーペン	夜間作業	1	25,000	25,000	
ガラス	FT5+PV+FT8+A8+PWH10	1	枚	260,000	260,000
運賃	京都～山梨(タクシー便)	1	式	120,000	120,000
配線カバー	炬付塗装	1	本	39,000	39,000
取り替え工賃	夜間作業(宿泊・交通費込み)	4	人工	36,000	144,000
取替ガラス搬持ち運搬含む	現場ガラス搬持ち運搬含む				
コーキング材料費	2成分シリコン	1	セット	18,000	18,000
コーキング工賃		11	m	1,000	11,000
諸経費		1	式	50,000	50,000
小計					803,000
値引き		1	式	-3,000	-3,000
合計					800,000
税込金額					840,000

(単位:円)

3 4 県立中央病院の1階から2階へのエスカレーター設置上、危険な箇所が2箇所あるので早急に危険を回避するよう検討すべきである。

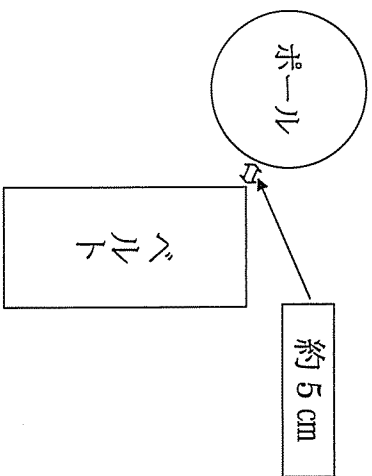
病院の1階から2階へのエスカレーターが下記図のようにボールとベルトとの間が5cmである。このうち、エスカレーターを昇りきった左側部分及びエスカレーターを降りきった左側が特に危険であり、物でも人間の体でも巻き込んでしまい大きな事故の可能性が大きいと思われる。写真で示すと下記のとおりである。

実際の写真



1階降り切ったところ

2階昇り切ったところ



上記の写真のように子供を巻き込むと相当危険なため、早急に危険を回避するよう検討すべきである。

3 5 病院の立体駐車場等の運営上の損益は、一般会計からの繰入額を含め実質損益が32年間で26百万円程の赤字になることが想定される。一般会計からの繰入金金が16年間総額515百万円を繰入れてもらった結果であるため現段階で改善策を講じることが必要である。

現状の当初15年間実質赤字は一般会計からの繰入がされるためであるが、赤字の資金が残ればよいが現状では期待できない。そこで、一般会計からの繰入がなければ平成49年度までで541百万円、年平均17百万円の赤字となる。また、一般会計からの繰入を入れても26百万円の赤字であることから事前に対策が必要である。改善する方法として、職員等自家用車通勤者会への使用料を改訂するか、他の甲府市内の病院駐車場を考慮して一般利用者の無料時間を短縮することにより、駐車場運営から発生する営業損失を少なくともなくす必要がある。

年度	施設整備費相当額			繰入額 A×2/3 (注)	
	うち初期投資額	初期投資額に 応ずる消費税額	うち支払利息		
平成18年度	31,320,269	1,566,041	8,610,791	41,497,101	27,664,000
平成19年度	42,419,288	2,120,963	10,822,112	55,362,363	36,908,000
平成20年度	43,184,816	2,159,239	10,056,584	55,400,639	36,933,000
平成21年度	43,964,162	2,198,206	9,277,238	55,439,606	36,959,000
平成22年度	44,757,569	2,237,876	8,483,831	55,479,276	36,986,000
平成23年度	42,635,303	2,131,763	7,689,194	52,456,260	34,970,000
平成24年度	42,419,288	2,120,963	6,932,897	51,473,148	34,315,000
平成25年度	43,184,816	2,159,239	6,167,368	51,511,423	34,340,000
平成26年度	43,964,162	2,198,206	5,388,025	51,550,393	34,366,000
平成27年度	44,757,569	2,237,876	4,594,615	51,590,060	34,393,000
平成28年度	42,635,303	2,131,763	3,799,978	48,567,044	32,378,000
平成29年度	42,419,288	2,120,963	3,043,682	47,583,933	31,722,000
平成30年度	43,184,816	2,159,239	2,278,153	47,622,208	31,748,000
平成31年度	43,964,162	2,198,206	1,498,809	47,661,177	31,774,000
平成32年度	44,757,569	2,237,876	705,400	47,700,845	31,800,000
平成33年度	11,315,035	565,751	50,707	11,931,493	7,954,000
(年度)合計	650,883,415	32,544,170	89,399,384	772,826,969	515,210,000

(注) 繰入額が施設整備費相当額の2/3の根拠は次のとおりである。

「平成19年度の地方公営企業繰出金について(通知)」総務省自治財政局長通知

第6一(2)繰出しの基準

病院の建設改良費及び企業債元利償還金(PFI事業に係る割賦負担金を含む)のうち、その経営に伴う収入をもって充てることのできないと認められるものに相当する額 [建設改良費及び企業債元利償還金等の2分の1(ただし平成14年度までに着手した事業に係る企業債元利償還金等にあつては3分の2)を基準とする] とする。

(単位:円)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
収入				
駐車場収入	28,965,740	(注)234,553,890	34,553,890	34,553,890
費用				
駐車場維持管理	30,068,500	32,802,000	32,802,000	32,802,000
・運営費				
駐車場減価償却費 (注1)	—	28,307,745	28,307,745	28,307,745
営業損失	▲1,102,760	▲26,555,855	▲26,555,855	▲26,555,855
一般会計よりの繰入金	27,664,000	36,908,000	36,933,000	36,959,000
実質営業損益	+ 26,561,240	+ 10,352,145	+ 10,377,145	+ 10,403,145

(注1) 山梨県病院事業財務規則第108条で「固定資産の減価償却は、当該固定資産を取得した日の属する事業年度の翌事業年度から開始する。」と規定されているためである。

(注2) 平成18年度の実績を基礎として平成19年度分を推定計上した。

$$16,802,400 \div 11 \times 12 \text{ヶ月} = 18,329,890 \text{円}$$

$$1,352,000 \times 12 \text{ヶ月} = 16,224,000 \text{円}$$

$$\text{合計} \quad \underline{\underline{34,553,890 \text{円}}}$$

駐車場の耐用年数期間にわたる営業損失及び実質損益

年度	A 駐車場収入	B 維持管理運営費	C 減価償却費	A-B-C 営業損失	一般会計よりの繰入金	実質損益
平成18年度	28,965,740	30,068,500	—	▲1,102,760	27,664,000	+ 26,561,240
平成19年度	34,553,890	32,802,000	28,307,745	▲26,555,855	36,908,000	+ 10,352,145
平成20年度	34,553,890	32,802,000	28,307,745	▲26,555,855	36,933,000	+ 10,377,145
平成21年度	34,553,890	32,802,000	28,307,745	▲26,555,855	36,959,000	+ 10,403,145
平成22年度	34,553,890	32,802,000	28,307,745	▲26,555,855	36,986,000	+ 10,430,145
平成23年度	34,553,890	32,802,000	28,307,745	▲26,555,855	34,970,000	+ 8,414,145
平成24年度	34,553,890	32,802,000	28,307,745	▲26,555,855	34,315,000	+ 7,759,145
平成25年度	34,553,890	32,802,000	28,307,745	▲26,555,855	34,340,000	+ 7,784,145
平成26年度	34,553,890	32,802,000	28,307,745	▲26,555,855	34,366,000	+ 7,810,145
平成27年度	34,553,890	32,802,000	28,307,745	▲26,555,855	34,393,000	+ 7,837,145
平成28年度	34,553,890	32,802,000	28,307,745	▲26,555,855	32,378,000	+ 5,822,145
平成29年度	34,553,890	32,802,000	18,568,974	▲16,817,084	31,722,000	+ 14,904,916
平成30年度	34,553,890	32,802,000	18,568,974	▲16,817,084	31,748,000	+ 14,930,916
平成31年度	34,553,890	32,802,000	18,568,974	▲16,817,084	31,774,000	+ 14,956,916
平成32年度	34,553,890	32,802,000	18,568,974	▲16,817,084	31,800,000	+ 14,982,916
平成33年度	34,553,890	32,802,000	18,568,974	▲16,817,084	7,954,000	▲8,863,084
平成34年度	34,553,890	32,802,000	13,665,912	▲11,914,022	—	▲11,914,022
平成35年度	34,553,890	32,802,000	13,665,912	▲11,914,022	—	▲11,914,022
平成36年度	34,553,890	32,802,000	13,665,912	▲11,914,022	—	▲11,914,022
平成37年度	34,553,890	32,802,000	13,665,912	▲11,914,022	—	▲11,914,022
平成38年度	34,553,890	32,802,000	13,665,912	▲11,914,022	—	▲11,914,022
平成39年度	34,553,890	32,802,000	13,665,912	▲11,914,022	—	▲11,914,022
平成40年度	34,553,890	32,802,000	13,665,912	▲11,914,022	—	▲11,914,022
平成41年度	34,553,890	32,802,000	13,665,912	▲11,914,022	—	▲11,914,022
平成42年度	34,553,890	32,802,000	13,665,912	▲11,914,022	—	▲11,914,022
平成43年度	34,553,890	32,802,000	13,665,912	▲11,914,022	—	▲11,914,022
平成44年度	34,553,890	32,802,000	13,665,912	▲11,914,022	—	▲11,914,022
平成45年度	34,553,890	32,802,000	13,665,912	▲11,914,022	—	▲11,914,022
平成46年度	34,553,890	32,802,000	13,665,912	▲11,914,022	—	▲11,914,022
平成47年度	34,553,890	32,802,000	13,665,912	▲11,914,022	—	▲11,914,022
平成48年度	34,553,890	32,802,000	13,665,912	▲11,914,022	—	▲11,914,022
平成49年度	34,553,890	32,802,000	13,665,912	▲11,914,022	—	▲11,914,022
合計	1,100,135,330	1,046,930,500	594,576,912	▲541,371,082	515,210,000	▲26,161,082

駐車場管理に伴う平成18年度の収支状況は下記のとおりである。
 立体駐車場は平成18年4月30日にPFI方式により総額650百万円で建設し、一部は駐車料金を徴収し、一部は職員等自家用車通勤者会へ貸付け（病院としては行政財産使用料として徴収）している。

平成18年度収入（駐車場収入）

	駐車料金徴収額	行政財産使用料額	合計額
平成18年5月	1,451,900		1,451,900
6月	1,450,700		1,450,700
7月	1,621,000	1,347,340	2,968,340
8月	1,546,600	1,352,000	2,898,600
9月	1,660,800	1,352,000	3,012,800
10月	1,641,400	1,352,000	2,993,400
11月	1,637,000	1,352,000	2,989,000
12月	1,585,300	1,352,000	2,937,300
平成19年度1月	1,336,400	1,352,000	2,688,400
2月	1,355,200	1,352,000	2,707,200
3月	1,516,100	1,352,000	2,868,100
合計	16,802,400	12,163,340	28,965,740

平成18年度支出（駐車場整備運営事業、維持管理・運営費）

業務月	支払月	維持管理・運営費	消費税	支払額
平成18年5月	H18.8	7,810,000	390,500	8,200,500
6月				
7月				
8月				
9月	H18.11	7,810,000	390,500	8,200,500
10月				
11月				
12月	H19.2	7,810,000	390,500	8,200,500
平成19年度1月				
2月	H19.5	5,206,667	260,333	5,467,000
3月				
合計				30,068,500

駐車場の減価償却費明細

項目	取得価額	耐用年数	償却開始事業年度	初年度～10年度までの減価償却費	11年度～15年度までの減価償却費	16年度～31年度までの減価償却費
建物						
立体駐車場（本体）	460,131,706	31年	19年度	13,665,912	13,665,912	13,665,912
（電気設備）	69,542,499	15年	19年度	4,130,824	4,130,824	—
（給排水設備）	822,293	15年	19年度	48,844	48,844	—
北側駐車場（電気設備）	8,142,056	15年	19年度	483,638	483,638	—
地下駐車場（電気設備）	4,036,305	15年	19年度	239,756	239,756	—
構築物						
立体駐車場（周辺植栽）	2,408,145	10年	19年度	216,733	—	—
（周辺外溝）	37,402,587	10年	19年度	3,366,233	—	—
病院前駐車場（浸透性アスファルト舗装）	2,515,998	10年	19年度	226,440	—	—
北側駐車場（浸透性アスファルト舗装）	27,328,167	10年	19年度	2,459,535	—	—
南側付替え道路（密粒アスファルト舗装）	18,067,009	10年	19年度	1,626,031	—	—
南側駐車場（浸透性アスファルト舗装）	18,067,009	10年	19年度	1,626,031	—	—
地下駐車場（出入口ゲート設置）	2,419,641	10年	19年度	217,768	—	—
	650,883,415			28,307,745	18,568,974	13,665,912

（注）減価償却費は、定額法による償却である。また、耐用年数経過後の償却は無視した。

36

備蓄庫収容品に記載のない有効期限切れ(2004年12月期限)の乾パン2箱(48缶)があった。
 おかゆ缶詰1,350缶あることになっているが在庫がない。また、備蓄庫収容品に記載のない白米(安心米)1,350袋が在庫していた。
 有効期限切れのものは処分し、備蓄庫収用品の品名が変更されたものは訂正する必要がある。

県立中央病院の備蓄倉庫に行き、災害時の備蓄薬品、緊急資材、非常食品、飲料水、雑用水、防火用水等について有効期限は妥当であるか、目的達成のための量は十分あるか、保管場所に問題はないか、会計処理は妥当であるか等の観点から災害備蓄収用品の現物を確認した。

この結果、大部分の災害備蓄収容品は適正に保管されていたが、一部備蓄庫収容品の記載と異なるものがあり、その内容は次のとおりである。

1. 備蓄庫収用品に記載のない有効期限切れ(2004年12月期限)の乾パン2箱(48缶)があったので、早急に処分しよう依頼した。
2. おかゆ缶詰1,350缶あることになっているが在庫がない。また、備蓄庫収用品に記載のない白米(安心米)が1,350袋在庫していた。

この内容を確認したところ、白米の備蓄前の品名がおかゆ缶詰であったことから、品名の変更がなされていなかったことによるものである。

また、ミネラルウォーター10,392本あったが、期限が2008年10月7日のもの(2,904本)と2012年4月4日のもの(7,488本)あったが備蓄品台帳では、2012年4月4日の期限のもの廃棄予定年月日は2014年(平成26年)12月31日となっていたので備蓄品台帳を修正する必要がある。

37

2次救急医療の医療行為を行っても、システム稼働時間外のため請求金額が確定できない。そこで患者さんから原則5千円を預るが、この時医業未収金を消している。会計上は、医業前受金として処理し、請求額が確定した時に前受金を消し込むべきである。

また、当該2次救急医療の前受額がその後精算されていない場合が19年4月～6月で93件あり、そのうち追加請求未精算額は58件で271,985円となっている。このことから271,985円÷58件=4,689円平均で不足しているので、2次救急の患者さんからは原則1万円を預るよう再検討すべきである。

平成19年4月より2次救急医療(時間外の救急外来の受け入れ)がはじまった。

医療行為を行ってもシステム稼働時間外のため請求金額が確定できないため2次救急の患者さんからは原則5千円を預ることとしている。翌日請求額が確定したところで5千円以下の場合はいい出処理(払い戻し)をし、5千円を超える場合は追加請求処理を行う。

科目の処理について、5千円を預かった時には医療行為は終わっているという理由で医業未収金として処理(預り時点は貸方の残高(マイナズ残高)となる)されており、医事会計入力により稼働額が確定し医業未収金が借方に計上された時にいい出処理対象の相手先は貸方残高(マイナズ残高)となり、追加請求処理対象の相手先は借方残高(プラス残高)となる。厳密には当該マイナズ残高については医療行為によって生じた残高ではなく前受金について医業未収金により消しこみ切れなかった残高と考えられ、医業前受金勘定等の科目での処理が妥当であると考ええる。

また、2次救急医療後に他の病院へ転院した場合やその後入院、通院等がなく来院が無いような場合、精算額が確定した翌月いい出対象者には振込返金のための口座振替届、追加請求対象者には納入通知書を郵送しているが、未精算のまま滞留してしまうケースが多い。往査対象日(8月7日)時点の4月～6月の未精算の金額と件数は以下の通りである。

年 月	いい出未精算		追加請求未精算	
	件数	金額	件数	金額
平成19年度4月	12件	26,740円	12件	99,989円
平成19年度5月	11件	27,785円	21件	84,763円
平成19年度6月	12件	15,420円	25件	87,233円
合 計	35件	69,945円	58件	271,985円

38

病院職員被服等の貸与が行われているが、どのような種類のものがどれだけ残っているかについて把握されていない。現物の管理を行うとともに期末に貯蔵品として計上することも検討すべきである。また、病院職員被服等貸与規程があるが規程どおり運用されていない。

病院職員被服等貸与規程第7条で被服等貸与簿を作成し、第4条1項で貸与被服は管理局長に返納することになっているが、第4条2項で貸与期間を満了した場合であっても必要と認めたときは返納を免除することができるとしている。この第4条2項をもって、事実上貸与されたものは貸与期間満了前であるものを含めすべて返納されていない。実態に即して所定の貸与期間を遵守することが必要である。被服等がどれだけあるかを19年8月末に確認してもらったところ次のような在庫数量と在庫金額であった。現状の在庫量を勘案の上次の発注量の参考とすべきである。

平成19年度8月時点における被服等の残高明細

男性		女性	
種類	数量	種類	数量
白衣(長袖)	68	白衣(長袖)	64
白衣(半袖)	10	白衣(半袖)	7
ケージ	67	ケージ	58
スポン	97	スポン	11
シューズ	1	シューズ	30
合計	243	合計	170
		金額	金額
		125,286	113,326
		20,680	13,818
		113,188	94,920
		178,189	15,989
		1,323	39,690
		438,666	277,693
		合計	合計
		716,359円	277,693円

上記の種類は、ケージ・スポンにはS・M・L・2L・3Lの各サイズがあり、シューズには男性25.5～28、女性21～25.5がある。

山梨県病院事業財務規則第68条でたな卸資産とは、薬品、診療材料、給食材料、医療消耗備品、消耗備品、燃料、その他貯蔵品であり、たな卸管理を行うものをいう。第81条では実地棚卸を毎事業年度3月末日に行うことが規定されたが、たな卸表(第60号様式)を作成することも規定されている。従って、財務規程、貸与規程に準拠した処理を行う必要がある。

39

院内洗濯業務委託は、業務内容が変更されているので積算の見直しが必要である。また、業務委託仕様書による日報の提出がない。寝具貸借、シーツ交換業務委託でも業務仕様書による業務報告書の提出がない。設備運転管理業務委託の積算も再度見直しが必要である。病棟看護補助業務は同一業務が分離発注されているので再検討すべきである。

1. 院内洗濯業務委託

① 平成18年度の業務委託仕様書によると土曜日、祝祭日に関わらず日曜日を除く週6日院内洗濯業務を実施することになっている。但し、「洗濯物の状況により実施しない日」を設けても構わない」との記述もある。平成19年2月24日の土曜日以降、各週の土曜日の洗濯量が極端に減少しており、また、現在では土曜日の洗濯は実施していない状況にある。これはタオル等の洗濯用消耗品を追加購入し在庫数量を増加することにより、まとめ洗濯が可能となったことによるものである。契約内容の変更が行われたものであるから、委託契約額の減額交渉を行うべきと思われる。また、在庫の回転日数を分析し院内洗濯日数を減少することにより、今後も委託額の減少を図ることが必要である。

② 平成18年度の業務委託仕様書によると「毎日の洗濯業務の日報を記録し、1週間毎に提出すること」になっているが、日報等の提出は実施されていない。

2. 寝具貸借、シーツ交換業務委託

① ベッド洗浄業務委託仕様書によると業務報告書を作成することになっているが、業務報告書等の提出は実施されていない。

② シーツ交換業務の業務仕様書によると土曜日、日曜日を除き祝祭日(年末年始も含む)も含めて週5日業務を実施することになっているが、1月1日は実施されていない。

3. 設備運転管理業務委託

入札予定価格の積算根拠において、空調設備保守要員の別途作業量を想定し積算(1,085,955円)しており、当該作業量はほぼ日勤者が毎日出勤していること(1,096人)と同様である。しかし、実際には業務受託者は日勤者をほぼ隔日に1名増員(1,096人×1/2=548人)することにより対応している。結果としてではあるが、積算価格が過大であったと思われる。但し、当該過大金額を控除した予定価格より契約金額は下回っている。

過大金額：548人×@8,500円×1.05(諸経費率)×1.05(消費税等) = 5,135,445円

4. 病棟看護補助業務

病棟看護補助業務は土曜、日曜、祝祭日等を除く日の委託業務であるが、随意契約により委託されている。土曜、日曜、祝祭日等の看護補助業務は清掃業務委託契約（一般競争入札による長期継続契約）に含まれて行われている。随意契約の理由は休日等で既に委託されている業者と同一の業者により受託されることが合理的であるからとのことである。このように同一業務でありながら分離発注された経緯は、当初は休日のみの看護補助業務の委託が必要であったが、人員削減の要請から平日にも委託することとなったためである。今後は清掃業務委託の中の看護補助業務とあわせて一般競争入札を行うべきである。

4 0

物品売買契約書の日付が、入札日前に行われていた。また、図書購入の予算の流用は臨時的な支出に留める必要がある。

- ① 平成 19 年 1 月 30 日に入札が行われた 4 人用医用テレメータの購入について、協和医科器械株式会社と締結した契約は平成 19 年 1 月 29 日付けで物品売買契約書が作成されている。本来入札後の日付で契約が行われなければならぬところ契約書の日付の記載ミスが生じてしまった。
- ② 定期購入雑誌の取得に際して、研究研修費（目）の図書費（節）を使用すべきところ同目の研究雑費（節）を使用し、予算の流用が行われている。定期購入雑誌、特に洋書の値上げがあり、図書費の予算の枠内では購入できないことから流用が行われている。本件のような毎年購入する必要があらぬものは、本当に必要なものなら予算の段階から適正な科目で計上すべきである。予算の流用は臨時的な支出に留めるべきである。
- ③ 平成 18 年 12 月以前は医学和雑誌、医学洋雑誌（内科系、外科系、その他科、全科共通）の別に応じて、3 社によるそれぞれ総額での見積りあわせを行っていた。平成 19 年 1 月以降は各個別の雑誌ごとに見積り合わせによる最低価格を提示した業者と契約することとしている。医薬品、診療材料は品目別に入札が行われている部分もあることから、個別の雑誌ごとの見積りあわせを早期に実施すべきであったと思われる。なお、平成 19 年 1 月以降は各個別の雑誌ごとに最低価格を提示した業者と契約する方法に改めることにより経費削減を図っている。平成 19 年 1 月～3 月の削減金額を年間ベースに換算すると 98 万円のコストダウンとなる。

4 1

特殊検査業務委託について、外部委託を行うとき、見積単価だけでなく、単価×数量の合計により見積り合わせもあわせて検討を行うべきである。

2 社による見積り合わせ方式で特殊検査業務の外部委託を行っているが、2 社の見積単価の単純合計を検査業務ごとに比較することによって業者選定を行っている。本来は単価×数量の合計によって比較すべきである。契約自体は単価契約によっているが、数量については契約年度の発注件数はもちろん不明であるが、昨年実績を利用することによって概算把握することが可能であると思われる。

上記見積り合わせに当たって、見積単価が前年に比べて大幅に上昇しているケースが見受けられた。このような見積単価の上昇等イレギュラーな変更については、業者数が限られている現状から理由の聴取等を行うことも必要と思われる。

4.2 医療器械の競争入札の現状における予定価格決定プロセスと今後の課題

医療器械購入の予算編成を行うため業者から当該器械の見積りを取る。そして実際の器械取得時には競争入札を行う。このとき予定価格は当初予算編成時にとった見積価格を参考とし、他府県の病院または当院の納入値引率等を斟酌したうえで決定される。

予定価格に対して契約額（入札額）が100%の事案について調査した。以下の表の通りであるが参考となる予算編成時の見積価格と予定価格が同額の事案3件（1. 3. 4.）について見積業者と落札業者が同一である。2. については見積価格から同様の器械の他病院の値引き実績等から予定価格を下げているが、1度目の落札ではエコト医科精機㈱の入札額は当初の見積りと同額である。

物件名	見積業者	見積価格 税込	予定価格 (落札額) 税込	落札業者
1. ガス滅菌器	協和医科器械㈱	5,250,000 円	5,250,000 円	協和医科器械㈱
2. 医療用紫外線 放射装置	エコト医科精機 ㈱	1,878,450 円	1,680,000 円	エコト医科精機 ㈱
3. 脊椎内視鏡シ ステム	エコト医科精機 ㈱	6,720,000 円	6,720,000 円	エコト医科精機 ㈱
4. 全身麻酔器	協和医科器械㈱	6,720,000 円	6,720,000 円	協和医科器械㈱

なお、160万円以上1,000万円以下の医療機器については、指名競争入札を実施しているが、指名業者は県内の医療機器の卸問屋6社であった。

予算編成時の見積価格と予定価格および落札価格がイコールならば見積り合 わせと同じであり、入札はいらない。事前に見積りをとるのは、予算編成の際に 適確な予算額を算出するためである。医療機器については定価に対する値引 率が医療器械の種類によって大きく異なるため、予算編成の段階で見積価格を 参考に値引率を見込んで計画しないと、必要な医療機器がすべて購入できな いという状況がある。また県外の業者からも見積りを取る場合、購入見込みがな いのに見積りのみを長期的に善意で出してくれることは期待できず入札業者が 入れないわけにはいかない。さらに県外業者が落札した場合医療器械の適時の メンテナンスに問題なしかという懸念も生じてくる。

平成19年度は予算編成時の見積りの段階で複数数に見積りを取るようになっ ている。予算編成時から複数数の見積りをとることに一定の効果はあるが、根本 的な解決にはならない。入札の方法について、個々の器械ごとに特定機種を一括 して入札することにより総額で一層の値引率を確保する、または、複数機種を 指定して業者間の競争を推進するなどの改善案を一層推進する必要がある。

4.3 DPC「急性期入院医療における診断群分類包括評価」制度の対応を着実に進め るべきである。これは簡単に言えば病名が決めれば診療報酬が決まるため、効率的・ 効果的医療、医療の透明化が図られ、また診療報酬の支払方式の改革にも役立つもの である。

DPC制度の導入が平成15年度大学病院から順次行われ、平成18年度4月に 支払対象病院が360病院、調査対象病院が平成18年度4月に371病院であつ たものが平成19年度7月には1,073病院にものぼる中、当病院では平成19年 度にDPC準備委員会を設置し、19年度に検討、20年度に調査、21年度に適用 する方向で準備が進められている。

DPC制度 (Diagnosis Procedure Combination)

平成15年3月31日まで 従来の計算 出来高方式	平成15年4月1日から 新しい計算 包括評価 (DPC方式)
診療内容(薬の量や検査の回数) ごとに出来高で計算してそれを積み上げで合計する方法	1日当たりの定額の点数からなる包 括評価の範囲(投薬料、注射料、入院 料等)と出来高評価の範囲(手術料、 麻酔料等)を組み合わせて診療費を計 算する方法

DPC制度は、入院基本料、検査、レントゲン、投薬、注射など病院運営に要 するホスピタル・フイヤー的要素の項目は1日当たり包括払いとなり、手術、内 視鏡検査など医師の専門的技術を要するドクター・フイヤー的要素の項目は出来 高払いになるものである。

包括評価における総報酬額

診断群分類による包括評価 + 出来高評価 + 入院時食事療養費

診断群分類による包括評価

診断群分類ごとの1日当たり点数 × 医療機関別係数 × 入院日数 × 10 円

診断群分類点数表による1,440区分ごとの1日当たり点数に医療機関別係数 を乗じることになる。医療機関別係数は、①入院基本料等加算などの届出項目 を係数化した評価係数、②医療機関ごとに別に厚生労働大臣が定めた調整係数 の合算により決定される。

(参考) 山梨大学医学部附属病院の医療機関別係数(調整係数)は1.0476である。

制度改革に伴う県立中央病院自体の影響額を試算し収益が確保されるのであ れば、制度改革に機動的に対応することが必要である。一般的にDPC制度の採 用により費用削減が行われ、収入は従前とそれほど変化がない。但し、医療機 関別係数・評価係数・調整係数があり、現状ではそれほどの収入減にはならな いが、中長期的にみると調整係数の減少により収入減の可能性はあるものと思 われる。

4.4 全計の主要帳簿は、総勘定元帳と仕訳帳であるが、このうち総勘定元帳の貸借対照表科目の次期繰越が集計途中の数値となっていた。
また、損益計算書科目には次期繰越が必要ないが表示され、その表示が年間の集計額でもなく、集計途中の数値となっていた。総勘定元帳としては不適切であるためシステム修正を必要とする。

総勘定元帳
平成18年

貸借対照表科目 → (借) 流動資産 (目) (細) (項) 現金預金 (節) (細々)

区分	借方					貸方				残高
	残高	累計	月計	振替	資金	資金	振替	月計	累計	
前期繰越	973,203,175									0
4月	837,150,854	2,046,608,984	1,073,405,809	0	1,073,405,809	1,196,700,330	12,767,800	1,209,468,130	1,209,468,130	0
3月	790,696,402	14,463,343,843	1,162,929,368	0	1,162,929,368	958,330,293	0	958,330,293	13,872,647,441	0
決算整理	1,828,586,268	17,888,161,983	3,424,818,140	3,424,818,140	0	0	2,386,928,274	2,386,928,274	16,059,575,715	0
	1,828,586,268	17,888,161,983	0	0	0	0	0	0	16,059,575,715	0
次期繰越	790,696,402									0

平成18年度の現金預金の次期繰越額は、790,696,402円ではなく、1,828,586,268円である。従ってシステム上3月分だけの月次の集計残高だけをもってきて次期繰越としているので、決算修正後の数値まで含めた結果の1,828,586,268円としなければならない。但し、平成19年度の総勘定元帳の前期繰越は1,828,586,268円で正しく処理されていた。

総勘定元帳
平成18年

損益計算書科目 → (借) 病院事業費用 (目) 給与費 (細) (項) 医業費用 (節) (細々)

区分	借方					貸方				残高
	残高	累計	月計	振替	資金	資金	振替	月計	累計	
前期繰越	0									0
4月	332,961,778	322,961,778	322,961,778	0	322,961,778	0	0	0	0	0
3月	6,478,083,054	6,640,234,161	838,039,829	447,161,170	390,878,669	212,904	14,423,727	14,636,631	162,151,107	0
決算整理	6,480,502,843	6,644,829,544	4,595,383	4,595,383	0	0	2,175,594	2,175,594	164,326,701	0
	6,480,502,843	6,644,829,544	0	0	0	0	0	0	164,326,701	0
次期繰越	6,478,083,054									0

損益計算書科目には、次期繰越は必要ない。必要なのは年間集計額の6,480,502,843円である。これを合計として表示する意味はある。

4.5 県立中央病院職員宿舎は、大部分が昭和45年建築のもので老朽化が著しく、入居者も少ない状況である。今後宿舎を継続するのであれば、一番戸数の多い飯田宿舎に宿舎を集約し他の宿舎は廃止するか、または全宿舎を廃止し売却することも考える必要がある。

入居状況 (H19/9/1 現在)

宿舎	住所	建築年月	経過年数	戸数	入居者数	入居率(%)	地積(m ²)
院長宿舎	北口3-3-4	S45.6	37	1	0	0.0	274.64
副院長宿舎	美咲2-3-8	S45.6	37	1	1	100.0	397.80
池田医長宿舎	池田1-6-1	S54.3	28	8	3	37.5	2,757.28
飯田医長宿舎	飯田3-6-54	S45.6	37	6	1	16.7	3,715.52
飯田宿舎	飯田3-6-54	S45.6	37	18	6	33.3	

収入状況 (H18年度実績)

宿舎	入居料収入 (A)	修繕費 (B)	収益 (A-B)
院長宿舎	0	0	0
副院長宿舎	110,040	0	110,040
池田医長宿舎	1,017,030	102,425	914,605
飯田医長宿舎	154,440	427,350	▲272,910
飯田宿舎	410,790	294,577	116,213
計	1,692,300	824,352	867,948

現在、当院周辺には賃貸住宅も多く、当院に勤務する職員の宿舎確保が困難な状況とはなっていない。
また、当院の保有する職員宿舎についても、いずれも建築後、数十年を経過し、老朽化が著しく、抜本的な改修が必要な状況となっている。
以上により、当院の職員宿舎の今後の管理について、検討する時期となってきている。
仮に、現時点で考えられる方針を示すと、次のようになると考えられる。

(代替案1) 一番号数の多い飯田宿舎に宿舎を集約し、他の宿舎は廃止する
 ・ 建築後、37年経過しており、老朽化が著しいため、抜本的な改修が必
 要

- ・ 修繕費 約4,150万円
- ・ 内訳
 - ①壁紙・畳・床・キッチン・風呂・トイレ・サッシ取替
120万円/戸×18戸=2,160万円
 - ②水道配管・ガス配管取替
1,000万円
 - ③外装(塗装)
300万円
 - ④諸経費(①+②+③×20%)
690万円

(代替案2) 全宿舎を廃止する
 土地については、売却することとして算定
 建物については、解体・撤去することとして算定

宿舎名称	住所	土地面積 ㎡	土地評価額 (A) 円	解体費 (B) 円	土地償価 価額(C) 円	建物償価 価額(D) 円	売却損益 A-B-C-D
院長宿舎	北口3丁目	274.64	15,269,964	3,611,398	4,815,000	1,368,079	+5,475,507
副院長宿舎	美咲2丁目	397.80	16,349,580	3,808,252	5,142,000	1,609,215	+5,790,113
飯田宿舎	飯田3丁目	2,531.81	110,640,097	30,724,274	27,970,067	25,627,885	
飯田医長宿舎	A			8,772,645		3,526,300	+1,142,955
飯田医長宿舎	B			9,195,249		3,680,722	
公衆用道路等		1,188.71	(51,728,127)				
合計		4,387.96	142,259,661	56,111,818	37,927,087	35,812,201	+12,408,575

※ 病院会計には、土地売却代142百万円から解体費56百万円を控除した86百万円の資金が流入してくる。

※ 「池田医長宿舎」は管財課所管財産のため、処分協議が必要
 売却収入を当院の収入とするには所管替えが必要(つまり、病院が具
 から買ってから売却することとなるため除外した。)

※ 解体費
 100,000円/坪の根拠 ㎡あたり17,900円/㎡ (左記単価は建築物価07'4月号による)
 運搬費 1,470円/㎡ 軒高 3.1m
 処分費 19,500円/㎡ 容積率 25%
 計 38,870円/㎡ ㎡当たり単価 38,870×3.1×0.25=30,124円/㎡

中央病院宿舎 甲府市飯田

S45.6取得

307	306	305	303	302	301
○	×	×	×	×	○
207	206	205	203	202	201
×	×	○	○	○	×
107	106	105	103	102	101
×	×	×	×	×	×

○ 居住
 × 空室

平成19年3月 宿舎入居状況

院長宿舎	甲府市北口	×
------	-------	---

S45.6取得

副院長宿舎	甲府市美咲	○
-------	-------	---

S45.6取得

飯田医長宿舎	甲府市飯田	
--------	-------	--

S45.6取得

A-1	A-2	A-3
×	×	×

B-1	B-2	B-3
×	×	○

池田医長宿舎	甲府市池田	
--------	-------	--

S45.6取得

A-1	A-2	A-3	A-4
×	×	×	○

B-1	B-2	B-3	B-4
○	×	×	○

職員宿舍入居状況

平成18年度	H18.4	H18.5	H18.6	H18.7	H18.8	H18.9	H18.10	H18.11	H18.12	H19.1	H19.2	H19.3	入居科 (ヶ月)	月数	入居科 (件)	全宿舎 (件)	
院長宿舍																	
副院長宿舍	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9,170	12	110,040	110,040	
飯田 医長 宿舍	A-1																
	A-2																
	A-3																
	B-1																
	B-2																
	B-3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	12,670	12	154,440	154,440
池田 医長 宿舍	A-1																
	A-2	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21,850	9	197,250		
	A-3																
	B-1	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	21,850	12	262,440		
	B-2																
	B-3																
B-4	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	24,250	12	292,680	1,017,030	
101																	
102																	
103																	
105																	
106																	
107																	
201																	
202	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7,150	12	86,250		
203													7,150	9	64,710		
205	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	7,150	12	86,250		
206																	
207																	
301	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,250	12	66,750		
302																	
303																	
305																	
306																	
307	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1,250	12	66,750	410,730	
使用不可																	
飯田 中央病院 宿舍																	
全社																	
1,682,240																	

46

県立中央病院の現金の流れ「キャッシュフロー」のうち営業キャッシュフローをみると、平成18年度において、16、17年度と比較すると約6億～9億円の急激な改善がみられ、経営改善の努力がうかがえる。

また、病院に対する一般会計からの繰入は、単純に赤字補填のために繰入されているのではなく、政策医療に対する負担金など当然一般会計が負担すべき金額が繰り入れられているものであり、これらの繰入金を加味し、企業債の償還分などを考慮しても、期末の現金は18億円以上保有しており、現金ベースの経営状況は安定している。

中央病院の月々の『現金出納状況』と年次決算資料から簡易キャッシュフロー計算書を作成すると以下の通りである。(県からの一般会計負担金等は財務キャッシュフローに計上している)平成16年度と平成17年度で新病棟建設にかかる投資活動はひとまず終了したため、今後投資活動にかかる大幅なキャッシュフローはなくなる。しかしながら下表の通り、やや改善されているものの平成18年度で営業キャッシュフローは7億5千万円のマイナスであり、投資活動にかかるキャッシュフローを含めたフリーキャッシュフローは8億円の赤字である。

今後企業債の償還にかかる財務キャッシュフローのマイナスを考慮すれば、今後の設備投資は、収益に結びつく医療機器に対する投資と最低限の維持補修に限定していかなければならない。

(単位：円)

	16年度	17年度	18年度
営業活動によるキャッシュフロー			
営業収入	12,313,936,828	12,705,349,806	13,490,140,668
営業支出	13,651,722,604	14,351,456,575	14,241,042,369
営業キャッシュフロー	▲1,337,785,776	▲1,646,106,769	▲750,901,701
投資活動	▲3,527,276,491	▲8,665,073,467	▲57,901,105
フリーキャッシュフロー	▲4,865,062,267	▲10,311,180,236	▲808,802,806
財務キャッシュフロー			
補助金・他会計負担金	11,086,546,004	2,435,852,091	1,664,185,899
企業債	3,554,897,000	2,775,430,000	2,666,495,000
繰入資本	7,427,343,004	▲357,799,909	▲1,002,309,101
現金増減A	104,316,000	18,222,000	
期首現金残高B	6,221,483,737	▲7,875,328,145	855,383,093
期末現金残高A+B	2,627,047,583	8,848,581,320	973,203,175
期末現金残高A+B	8,848,531,320	973,203,175	1,828,586,268

「お金の流れの大切さ」

お金の流れ「キャッシュフロー」がなぜ大切なのかというと、利益の計算は発生主義によって計算されるため利益の増加は必ずしもお金の増加と一致しない。例えば、売上が伸び利益が出ているのに不良債権が増加し、債権回収がでさなければ経営破綻するため、お金の流れで経営状態を把握しようという考え方である。一般にお金の流れがわかるとムダな経費、ムダな在庫、安易な借入れをしなくなり、債権回収はしつかり行うということになる。

自由に使えるお金「フリーキャッシュフロー」

自由に使えるお金とは、会社が稼いだお金から会社が活動するのに必要なお金を差し引いた余剰資金であり企業の本当の実力を表すものである。

自由に使えるお金 = 営業で稼いだお金 + 投資活動によるお金の増減(注)

フリーキャッシュフロー = 営業キャッシュフロー + (▲投資キャッシュフロー)

県立中央病院の場合

▲808百万円＝▲750百万円＋(▲57百万円)

一般的にはフリーキャッシュフローが多いほど経営状態が良く、反対にフリーキャッシュフローが少ないほど経営状態が悪いと判断される。但し、県立中央病院は政策医療も多くあるのでその部分を除いて判断すべきである。

(注)投資活動は必ずマイナスではなく資産処分などを行えばプラスになることもある。

4.7

診療科別損益を病院自体で作成しているが、診療科別貢献利益を別途作成し内容を検討した。検討結果としては、政策医療にかかわる救命救急センター・産科の赤字は政策的配慮が必要であり、損益は度外視する必要がある。問題は口腔外科が貢献利益の段階で赤字17百万円となっており、口腔外科の収益で口腔外科の個別変動費・個別固定費が賄えない状況であるため、業務の見直しが必要不可欠である。また、改善にあたっては市立甲府病院などの医療機関との連携も視野に入れて考慮する必要がある。

県立中央病院では、診療科別損益を後記に示す方法により、詳細な情報を基に妥当な計算が行われているものと判断する。そこで、この詳細な情報を基に貢献利益を算定し、診療科別に貢献利益の赤字の有無を検討した。

※ 貢献利益とは、別名限界利益とも言われ、短期利益計画において中心的な役割を果たす利益概念であり、それは個別固定費を回収し利益を生み出すための貢献額である。

(病院で作成している診療科別損益の計算方法)

診療部門	病棟部門	コメディカル部門	管理部門	共通部門
外来	入院			
外来	入院			
外来	入院			
外来+入院	入院			

↑
ある診療科の
総費用

貢献利益は上記管理部門、共通部門を除いた額で診療部門の損益を把握するもので、当該診療科の収益から個別変動費と個別固定費の合計を控除したものである。

診療部門	病棟部門	コメディカル部門

↑
ある診療科の
個別経費

入手した、「入院稼働状況(税込)累計」「外来稼働状況(税込)累計」と、各部門の経費データから、診療科別貢献利益を作成すると次ページの表のようになる。

神経内科、口腔外科、救命救急センター、産科については、診療にかかるコストが大きい部門(検査部、薬剤部、手術部、レントゲン部、輸血部、給食部、その他)の配賦額を含めた貢献利益段階ですでに赤字となっている。救命救急センター、産科といった部門は、多くの民間病院が撤退する政策医療を担っているため、採算性が悪いのもやむをえないものと思われる。

しかしながら病院全体でも、貢献利益は8億円にとどまっており、管理部門の人員費も回収できない状況となっている。さらに、建物の減価償却費14億5千万円が大きいのみならず、病院全体では約28億円の医療損失となっている。

今後、独立行政法人化等の経営形態に移行し、政策医療部門に関して、県から事業を受ける場合には、政策医療にかかる損失を正確に把握し、必要な経費について県が負担するといった仕組みが必要となると思われるが、現状では例えば収益の集計部門と経費の集計部門が異なるといったように、会計情報システムが、部門別損益を意識した設計ではなく、ほとんどがかなり複雑な配賦計算をしないと部門別損益を把握することができない状況である。今後、部門別損益の把握方法についても検討する必要がある。

47-1 診療科別貢献利益

H18 *医療部門の光熱水費は医療費用(固定費)に計上 (単位:千円)

	実質医療収益(稼働額)				医療費用			損益	収支比率	固定費比率	変動費比率
	A	入院収益	外来収益	その他医療	B	固定費	変動費				
						C	D	A-B	A/B	C/A	D/A
内科	3,792,789	2,187,211	1,484,047	121,531	3,454,428	1,967,789	1,486,638	338,361	109.8%	51.9%	39.2%
精神科	56,071	1,123	53,921	1,027	41,403	34,597	6,807	15,268	136.9%	61.0%	12.0%
★神経内科	170,932	93,687	69,458	7,786	170,946	112,753	58,193	△14	100.0%	66.0%	34.0%
小児科	782,223	643,996	128,260	9,967	694,281	538,281	156,000	87,942	112.7%	68.8%	19.9%
外科	1,643,316	1,192,835	393,257	57,224	1,612,245	824,535	787,710	31,071	101.8%	50.2%	47.9%
整形外科	883,474	627,285	231,272	24,917	821,725	416,511	405,214	61,749	107.5%	47.1%	45.9%
形成外科	108,312	75,662	28,730	3,920	67,567	51,797	15,770	40,745	160.3%	47.8%	14.6%
脳神経外科	526,254	458,350	49,788	18,116	418,744	291,544	127,200	107,509	125.7%	55.4%	24.2%
心臓外科	1,087,994	1,037,097	36,882	14,015	958,073	517,222	441,451	129,321	113.5%	47.5%	40.6%
小児外科	203,768	188,462	13,860	1,445	153,166	111,607	41,579	50,571	133.0%	54.8%	20.4%
皮膚科	138,692	62,468	69,377	6,846	138,363	84,093	52,270	2,328	101.7%	60.6%	37.7%
泌尿器科	512,304	240,814	260,044	11,446	497,864	216,534	281,330	14,440	102.9%	42.3%	54.9%
★産科	385,138	327,849	0	57,289	389,515	328,377	61,138	△4,378	98.9%	85.3%	15.9%
婦人科	629,951	431,893	178,549	19,509	544,890	292,290	252,601	85,060	115.6%	46.4%	40.1%
眼科	239,705	146,457	88,190	5,057	227,128	157,777	69,351	12,577	105.5%	65.8%	28.9%
耳鼻咽喉科	258,689	182,450	69,658	6,562	226,563	160,635	65,928	32,106	114.2%	62.1%	25.5%
★口腔外科	120,495	79,580	35,811	5,104	137,477	108,996	28,481	△16,981	87.6%	90.5%	23.6%
★救命救急	420,080	377,378	40,944	1,758	677,035	553,842	123,193	△258,954	62.0%	131.8%	29.3%
麻酔科・放射線科	383,724	230,132	121,760	11,832	253,955	225,255	28,700	109,769	143.2%	61.9%	7.9%
計	12,324,480	8,584,728	3,353,600	385,952	11,483,988	6,994,433	4,489,554	840,492	107.3%	56.8%	36.4%

管理及び共通経費 給与費 570,029
 退職手当金(全職員分) 402,403
 光熱水費(管理部門) 47,071
 建物減価償却費 1,446,883
 その他減価償却費 238,462
 委託費(医事業務委託費等) 774,072
 その他経費 209,662
 管理部門費合計 3,688,586
 病院損益 ▲2,848,094

県立中央病院の診療科別・病棟別損益計算書の考え方

47-2 診療科別損益計算方法

- 収益 診療科別稼動額実績により診療部門に計上する
- 費用

① 部門設定
最終的な経営分析の単位は、診療部門（診療科）とし、診療部門の業務を支援する補助部門として、病棟部門、コメダインカル部門、管理部門、その他共通部門を設定する。

診療部門	病棟部門	コジツ加部門	管理部門	共通部門
内科 外科 眼科 耳鼻科 皮膚科	IC 4A 5A	検査部 放射線部	給食 事務 医務 庶務	建物 その他

② 部門別集計（直課）

各費用について、部門別の費用を集計し、当該部門に直課する。各部門に計上できない費用、病院全体で管理すべき費用は共通部門に直課する。

診療部門	病棟部門	コジツ加部門	管理部門	共通部門
(外来分)	(入院分)	各部門に直課した費用		

③ 各部門配賦

各部門に直課された費用を、各部門毎に設定した配賦基準に基づき、共通部門から順に階梯式に各部門に配賦し、最終的に診療部門に集約する。

診療部門	病棟部門	コジツ加部門	管理部門	共通部門
(外来分)	(入院分)			
管理部門配賦	(入院分)			

診療部門	病棟部門	コジツ加部門	管理部門	共通部門
(外来分)	(入院分)			
コジツ加部門配賦				

診療部門	病棟部門	コジツ加部門	管理部門	共通部門
(外来分)	(入院分)			
(外来+入院分B)	(入院分A)			

※入院分A：輸血管理科病棟分費用

病棟配賦

診療部門	病棟部門	コジツ加部門	管理部門	共通部門
(外来分)	(入院分)			
(外来+入院分)	(入院分)			

47-3 部門別集計（直課）の考え方

給料	医師以外	腫瘍症の給料を各部門の各職員の人数比率で按分
	医師	タイムスアゲイにより按分し各部門に直課
手当	医師以外	腫瘍症の手当を各部門の各職員の人数比率で按分
	医師	タイムスアゲイにより按分し各部門に直課
賃金	定期	臨時職員の所属する部門の人数比率で按分
	非常勤	非常勤職員の所属する部門の人数比率で按分
給与費	法定福利費	各部門の正規職員の人数比率で按分
	退職給付金	各部門の退職・非常勤の人数比率で按分
材料費	薬品費	共通部門の直課
	検査材料費	薬品管理システムの各部門への出庫額比率により実際の消費量を按分
	診療材料費	薬品管理システムからの出庫額比率により実際の消費量を按分
	給食材料費	給食センターから各部門への出庫額比率により実際の消費量を按分
救急事業費	医療消耗物品費	搬入依頼した部門に購入額を直課
	手当	搬入依頼した部門に購入額を直課
雑費	厚生福利費	救急救命センターに直課
	報償費	共通部門に直課
	旅費交通費	共通部門に直課
	職員被服費	共通部門に直課
	消耗品費	支給対象職員数で按分
	消耗物品費	物流センターから各部門への出庫額比率により実際の消費量を按分
	光熱水費	搬入依頼した部門に購入額を直課
	燃料費	共通部門に直課
	食料費	共通部門に直課
	印刷製本費	共通部門に直課
	修繕費	該当部門に直課
	保険料	病院賠償・別添医療賠償は医療職の部門別人数比率で按分
賃借料	固定費・変動費を区分し該当部門に直課	
通信運搬費	共通部門に直課	
委託料	固定費・変動費を区分し該当部門に直課	
雑費	共通部門に直課	
減価償却費	建物減価償却費	該当部門に直課
	構築物減価償却費	共通部門に直課
	機械器具減価償却費	共通部門に直課
	車両減価償却費	各機械器具の所属する部門に直課する
資産減耗費	加増性回位元素償却費	放熱線部に直課
	その他有形形固定資産	共通部門に直課
研究研修費	備置資産減耗費	薬品 血液製剤 診療材料
	研究材料費	該当部門に直課
	謝金	共通部門に直課
	図書費	医師を招聘した部門に直課
	旅費	共通部門に直課
	研究雑費	共通部門に直課

48-2 平成8年度～平成13年度における第1期棟完成分までの誤り

平成8年度～平成13年度
<誤り> (単位:円 税抜)

第1期分	
基本設計費	77,782,230
実施設計費	241,681,084
地質調査費	9,810,004
埋文調査費	23,777,882
運営システム策定費	42,515,900
情報システム策定費	0
工事費(その他)	235,893,600
設計管理費	239,293,333
工事費(本体建築)	建築 12,667,254,905
工事費(本体強電)	設備 2,971,522,999
工事費(本体弱電)	設備 1,002,778,000
工事費(本体給排水)	設備 1,754,340,000
工事費(本体空調)	設備 3,898,840,001
工事費(C棟建築)	建築 219,085,713
工事費(C棟強電)	設備 45,542,858
工事費(C棟弱電)	設備 14,228,571
工事費(C棟給排水)	設備 34,295,237
工事費(C棟空調)	設備 31,500,000
負担金	95,109,798
その他委託料	7,900,000
植栽工事	構築 81,100,000
車両購入費	0
建設中利子	110,444,984
総係費	441,416,858
	24,246,572,662

本体工事費関連以外1期分税抜額①
1,525,485,381

本体工事費関連1期分税抜額
22,721,087,281

誤り

誤り	工事費	比率	(1)配分	(1)+(2)
建築比率	12,666,940,618	0.567	865,224,418	13,752,165,036
給排水比率	3,017,084,855	0.133	202,564,618	3,219,649,471
強電比率	1,017,008,571	0.045	68,281,444	1,085,288,015
弱電比率	1,788,635,236	0.079	120,088,807	1,908,723,543
空調比率	3,930,340,001	0.173	263,881,571	4,194,221,572
植栽比率	81,100,000	0.004	5,445,024	86,545,024
計	22,721,087,281	1.000	1,525,485,381	24,246,572,662

★誤りの内容

		差額
建物	建築	160,363,343
	設備	▲41,594,342
	小計	118,769,001
構築物		1,334,567
合計		120,103,568

④
⑤
⑥
→ 48-3へ

平成8年度～平成13年度(1期棟完成分)
<正しい> (単位:円 税抜)

第1期分	
工事費(本体建築)	建築 12,667,254,905
工事費(本体給排水)	設備 1,754,340,000
工事費(本体強電)	設備 3,898,840,000
工事費(本体弱電)	設備 2,971,522,000
工事費(本体都市ガス)	設備 67,720,000
工事費(C棟建築)	建築 346,000,000
工事費(C棟強電)	設備 86,000,000
工事費(C棟弱電)	設備 81,000,000
工事費(C棟給排水)	設備 67,300,000
工事費(C棟空調)	設備 75,000,000
植栽工事	構築 81,100,000
小計	23,098,854,905
総係費	901,659,198
建設中利子	125,954,991
小計	1,027,614,189
合計	24,126,469,094

総係費・建設中利子合計額
1,027,614,189

本体工事費関連合計額
23,098,854,905

正しい

正しい	工事費	比率	総係費	計
建築比率	12,667,254,905	0.548	563,132,576	13,230,387,481
給排水比率	1,754,340,000	0.078	78,088,678	1,832,428,678
強電比率	3,898,840,000	0.169	173,666,798	4,072,506,798
弱電比率	2,971,522,000	0.129	132,562,230	3,104,084,230
都市ガス比率	67,720,000	0.003	3,082,843	70,802,843
建築(C棟)比率	346,000,000	0.015	15,414,213	361,414,213
強電(C棟)比率	86,000,000	0.004	4,110,457	90,110,457
弱電(C棟)比率	81,000,000	0.003	3,082,843	84,082,843
給排水(C棟)比率	67,300,000	0.003	3,082,843	70,382,843
空調(C棟)比率	75,000,000	0.003	3,082,843	78,082,843
植栽比率	81,100,000	0.004	4,110,457	85,210,457
計	23,098,854,905	1	1,027,614,189	24,126,469,094

48-3 建設仮勘定誤り推移

H13誤り

内容	金額(円)	備考
建物・構築物への振替誤り	▲ 120,103,568	別紙 48-2より (E) (F) で修正
器械備品への振替誤り	▲ 203,070,027	消費税分を含めて本勘定へ振替えたもの
支出誤り(器械備品:4条予算)	▲ 204,543	4条予算で購入したもので建仮で処理したもの(I)で修正
	▲ 323,378,138	

H14誤り

内容	金額(円)	備考
器械備品への振替誤り(訂正)	203,070,027	別紙 ※修正済み
器械備品への振替誤り(オーダーリング)	▲ 36,014,935	消費税分を含めて本勘定へ振替えたもの(G)で修正
除却誤り(AB棟除却)	▲ 31,635,000	消費税分を含めて本勘定へ振替えたもの(H)で修正
支出誤り(器械備品:4条予算)	▲ 558,600	4条予算で購入したもので建仮で処理したもの(J)で修正
支出誤り(器械備品:4条予算)	22,754,550	建仮で処理すべきものが建仮で処理されていなかったもの
	157,616,042	

残高 ▲ 165,762,096

H15誤り

内容	金額(円)	備考
振替誤り(器械備品:4条予算:訂正)	▲ 22,754,550	
	▲ 22,754,550	

残高 ▲ 188,516,646

(建設仮勘定の金額が足りない金額である。)

48-4 平成16年度固定資産管理システム移行に伴い、固定資産台帳について全品調査を行ったところ、取得額、減価償却費、建設仮勘定に修正すべき箇所が生じた。そのため、以下に示す、H15末決算整理後試算表と全品調査の結果との差異を修正処理を行う。

H15固定資産明細書(H15末決算整理後試算表)

資産名	取得価額	当年度減価償却額	減価償却累計額		帳簿価格
			除却に伴う減	累計	
土地	2,991,785,765	0	0	0	2,991,785,765
建物	26,811,414,817	1,030,848,040	0	3,594,593,018	23,216,821,799
構築物	148,436,918	3,778,203	0	62,455,676	85,981,242
器械備品	7,775,454,205	883,464,787	123,578,038	3,482,511,130	4,292,943,075
車両	8,263,327	0	0	7,850,148	413,179
放射線同位元素	235,000	0	0	223,250	11,750
固定資産計	37,735,590,032	1,918,091,030	123,578,038	7,147,633,222	30,587,956,810
無形固定資産	0	0	0	0	0
電話加入権	3,522,300	0	0	0	3,522,300
建設仮勘定	3,987,166,687	0	0	0	3,987,166,687
合計	41,726,279,019	1,918,091,030	123,578,038	7,147,633,222	34,578,645,797

全品調査結果(固定資産管理システム入力後)

資産名	取得価額	当年度減価償却額	減価償却累計額		帳簿価格
			除却に伴う減	累計	
土地	2,991,785,765	0	0	0	2,991,785,765
建物	26,674,568,434	1,032,193,993	0	3,664,292,612	23,010,275,822
構築物	147,970,919	9,565,606	0	67,826,567	80,144,352
器械備品	7,406,917,910	878,174,804	122,507,437	3,558,635,310	3,848,282,600
車両	8,263,327	0	0	7,850,160	413,167
放射線同位元素	235,000	0	0	223,250	11,750
固定資産計	37,229,741,355	1,919,934,403	122,507,437	7,298,827,899	29,930,913,456
無形固定資産	478,460,845	95,065,069	0	115,454,575	363,006,270
電話加入権	3,522,300	0	0	0	3,522,300
建設仮勘定	4,175,683,333	0	0	0	4,175,683,333
合計	41,887,407,833	2,014,999,472	122,507,437	7,414,282,474	34,473,125,359

修正処理が必要な箇所

資産名	取得価額	当年度減価償却額	減価償却累計額		帳簿価格
			除却に伴う減	累計	
土地	0	0	0	0	0
建物	136,846,383	▲1,345,953	0	▲69,699,594	206,545,977
構築物	465,999	▲5,787,403	0	▲5,370,891	5,836,890
器械備品	368,536,295	5,289,983	1,070,601	▲76,124,180	444,660,475
車両	0	0	0	▲12	12
放射線同位元素	0	0	0	0	0
固定資産計	505,848,677	▲1,843,373	1,070,601	▲151,194,677	657,043,354
無形固定資産	▲478,460,845	▲95,065,069	0	▲115,454,575	▲363,006,270
電話加入権	0	0	0	0	0
建設仮勘定	▲188,516,646	0	0	0	▲188,516,646
合計	▲161,128,814	▲96,908,442	1,070,601	▲266,649,252	105,520,438

48-5 (下記修正を平成16年度において行った。)

★仕訳

- ① 取得額過大 27,387,832 円 (K)
 H15末決算整理後試算表と全品調査の結果生じた「取得価額」を修正し、建設仮勘定から固定資産に振り替えずきた分を戻す。
 (主な原因は、単純な取得価額の誤り、消費税込等である。※H12以前の誤り等も含まれる。)

建設仮勘定	136,846,383 円	／	建物	136,846,383 円	} (A)
建設仮勘定	465,999 円	／	構築物	465,999 円	
建設仮勘定	368,536,295 円	／	器械備品	368,536,295 円	
無形固定資産	478,460,845 円	／	建設仮勘定	478,460,845 円	

なお、今回、各種システム内のソフト部分について、器械備品から切り離し、無形固定資産へ計上し直す。

- ② 減価償却累計額不足 266,649,252 円
 H15末決算整理後試算表と全品調査の結果生じた「減価償却累計額」を修正し、不足分を計上する。

過年度損益修正損	69,699,594 円	／	減価償却累計額・建物	69,699,594 円	} (C)
過年度損益修正損	5,370,891 円	／	減価償却累計額・構築物	5,370,891 円	
過年度損益修正損	76,124,180 円	／	減価償却累計額・器械備品	76,124,180 円	
過年度損益修正損	12 円	／	減価償却累計額・車両	12 円	
過年度損益修正損	115,454,575 円	／	減価償却累計額・無形固定資産	115,454,575 円	(D)

なお、今回、各種システム内のソフト部分について、減価償却を行うとともに、不足する減価償却累計額を計上する。

- ③ 建設仮勘定不足 188,516,646 円
 ①の処理によっても、まだ不足する建設仮勘定残高を補うため、過年度損益修正益を計上する。(原因は、建設仮勘定から振り替えた額と実際に台帳記載された金額が相違しているにも関わらず、相違した額を基礎として減価償却額が計上されていたこと、耐用年数を誤って除却してしまったこと、建設仮勘定で支払うべきところを改良費(4条)で支払ってしまったこと等によるもの)

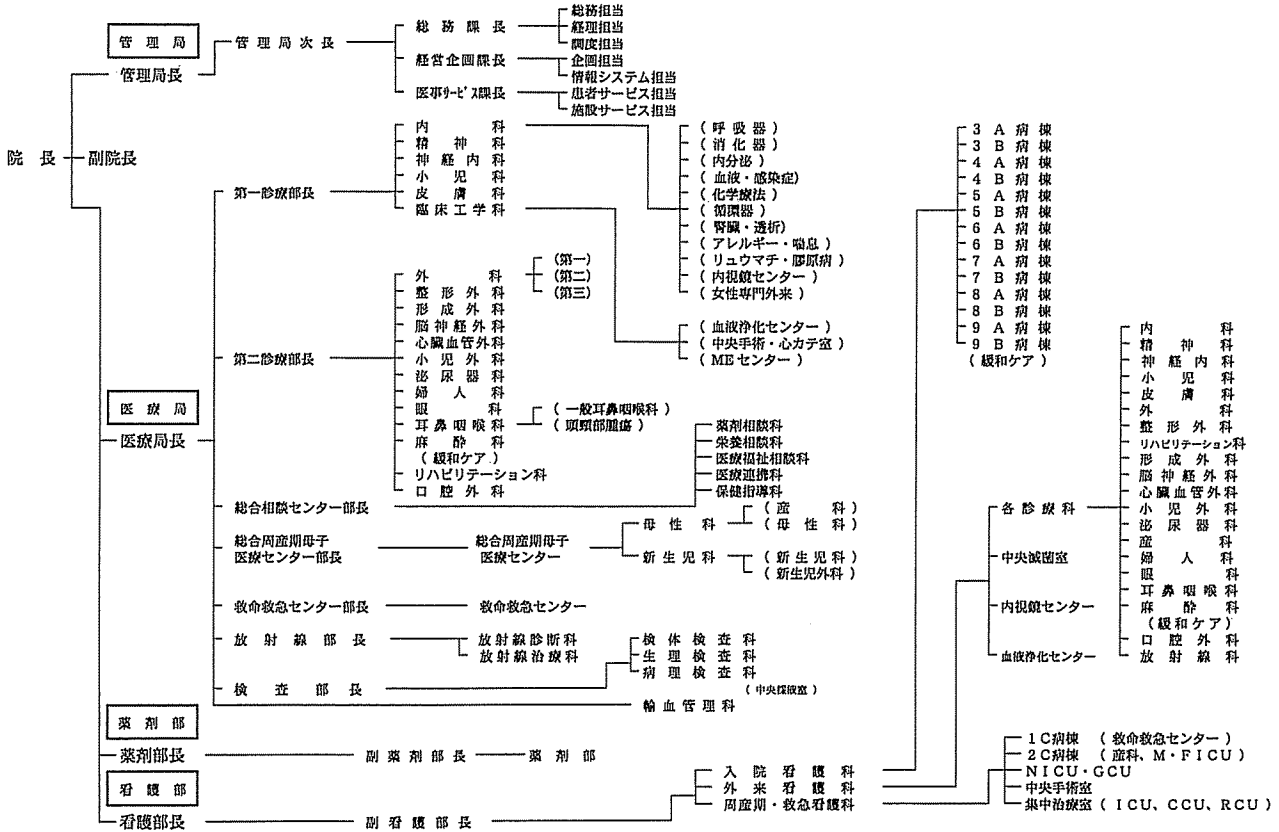
建設仮勘定	118,769,001 円	／	過年度損益修正益(建物)	118,769,001 円	(F)
建設仮勘定	1,334,567 円	／	過年度損益修正益(構築物)	1,334,567 円	(F)
建設仮勘定	36,014,935 円	／	過年度損益修正益(器械備品)	36,014,935 円	(G)
建設仮勘定	31,635,000 円	／	過年度損益修正益(過年度損益修正益)	31,635,000 円	(H)
建設仮勘定	204,543 円	／	過年度損益修正益(器械備品)	204,543 円	(I)
建設仮勘定	558,600 円	／	過年度損益修正益(器械備品)	558,600 円	(I)

※①と②との調整を行う必要があることから、③の (C) から①の取得額過大分を相殺する。

建設仮勘定	118,769,001 円 (E)			
取得額過大	27,387,832 円 (K)			
差し引き	91,381,169 円			
建設仮勘定	91,381,169 円	／	過年度損益修正益(建物)	91,381,169 円

平成16年度決算において修正

49-1 県立中央病院の組織図 (19.4.1)



49-2 平成14年度から平成18年度までの比較損益計算書

(単位:円)

科目	年度別		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
1 医業収益	11,112,066,825	107.1	11,849,867,330	106.6	11,643,912,884	98.3	12,476,178,766	107.1	12,549,032,099	100.6	12,549,032,099	100.6
入院収益	7,619,843,414	106.1	7,987,317,629	104.8	7,777,673,499	97.4	8,527,975,828	109.6	8,554,853,538	100.3	8,554,853,538	100.3
外来収益	2,827,689,359	108.0	3,209,184,851	113.5	3,139,461,475	97.8	3,355,380,676	106.9	3,342,413,890	99.6	3,342,413,890	99.6
その他医業収益	664,534,052	115.2	653,364,850	98.3	726,777,910	111.2	592,822,262	81.6	651,764,671	109.9	651,764,671	109.9
2 医業費用	13,594,974,624	115.0	14,063,162,364	103.4	14,120,243,401	100.4	15,185,749,193	107.5	14,892,572,448	98.1	14,892,572,448	98.1
給与費	6,164,819,743	98.6	6,273,523,330	101.8	6,168,498,513	98.3	6,560,065,720	106.3	6,480,502,843	98.8	6,480,502,843	98.8
材料費	3,804,225,020	108.1	4,047,388,205	106.4	3,993,719,084	98.7	4,061,330,395	101.7	3,945,535,199	97.1	3,945,535,199	97.1
救急事業費	218,817,894	114.9	196,263,659	89.7	194,591,739	99.1	194,458,946	99.9	191,189,018	98.3	191,189,018	98.3
経費	1,417,836,199	110.6	1,534,061,799	108.2	1,659,466,768	108.2	1,834,959,995	110.6	1,794,696,025	97.8	1,794,696,025	97.8
減価償却費	1,914,011,676	113.9	1,918,091,030	100.2	2,007,428,486	104.7	2,439,471,392	121.5	2,383,124,346	97.7	2,383,124,346	97.7
資産減耗費	26,541,834	23.1	22,095,997	83.2	16,981,375	76.9	21,886,350	128.9	22,726,922	103.8	22,726,922	103.8
研究研修費	48,722,258	79.9	71,738,344	147.2	79,567,436	110.9	73,576,395	92.5	74,798,095	101.7	74,798,095	101.7
医業利益(医業損失)	△ 2,482,907,799	172.7	△ 2,213,295,034	89.1	△ 2,476,330,517	111.9	△ 2,709,570,427	109.4	△ 2,343,540,349	86.5	△ 2,343,540,349	86.5
3 医業外収益	2,249,009,783	98.3	2,384,236,674	106.0	1,633,043,651	68.5	1,674,000,534	102.5	1,583,886,386	94.6	1,583,886,386	94.6
受取利息配当金	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	59,551	0.0	59,551	0.0
他会計補助金	396,775,000	99.1	367,831,000	92.7	349,522,000	95.0	412,815,000	118.1	413,123,000	100.1	413,123,000	100.1
補助金	68,821,000	103.3	69,917,000	101.6	88,755,000	126.9	81,816,759	92.2	47,777,409	58.4	47,777,409	58.4
負担金交付金	1,624,317,000	96.9	1,841,723,000	113.4	1,105,978,000	60.1	1,080,143,000	97.7	1,033,441,000	95.7	1,033,441,000	95.7
託児所収益	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他医業外収益	159,096,783	116.7	104,765,674	65.9	88,788,651	84.7	99,225,775	111.8	89,485,426	90.2	89,485,426	90.2
4 医業外費用	907,292,957	109.3	929,967,672	102.5	966,212,971	103.9	1,124,548,567	116.4	1,136,531,964	101.1	1,136,531,964	101.1
支払利息及び企業債取扱諸費	486,052,865	105.2	482,563,154	99.3	499,793,542	103.6	603,937,246	120.8	610,563,275	101.1	610,563,275	101.1
繰延勘定償却	164,430,341	132.8	159,191,428	103.1	171,096,317	107.5	216,143,567	126.3	220,089,420	101.8	220,089,420	101.8
託児所費	14,969,524	134.8	14,969,524	100.0	17,472,050	116.7	17,239,450	98.7	16,147,764	93.7	16,147,764	93.7
雑支出	251,840,227	104.2	273,243,566	108.5	277,851,062	101.7	287,228,304	103.4	289,731,505	100.9	289,731,505	100.9
経常利益(経常損失)	△ 1,141,190,973	8,560.3	△ 759,026,032	66.5	△ 1,809,499,837	238.4	△ 2,160,118,460	119.4	△ 1,896,185,927	87.8	△ 1,896,185,927	87.8
5 特別利益	129,972,173	148.2	1,558,143	1.2	163,060,159	10,465.0	744,439	0.5	540,291,571	72,577.0	540,291,571	72,577.0
固定資産売却益	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	949,000	0.0	949,000	0.0
過年度損益修正益	129,972,173	116.7	1,558,143	1.2	163,060,159	10,465.0	744,439	0.5	539,342,571	72,449.5	539,342,571	72,449.5
6 特別損失	2,686,994,577	213.7	25,855,777	1.0	314,391,317	1,215.9	1,682,733,243	535.2	430,668,163	25.6	430,668,163	25.6
固定資産売却損	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	398,301,124	0.0	398,301,124	0.0
過年度損益修正損	679,946,096	106.5	25,855,777	3.8	314,391,317	1,215.9	11,469,632	3.6	32,567,039	283.9	32,567,039	283.9
その他特別損失	2,007,048,481	-	0	0.0	0	0.0	1,671,263,611	0.0	0	0.0	0	0.0
当年度純損失	△ 3,698,213,377	59,470.9	△ 783,323,666	21.2	△ 1,960,830,995	250.3	△ 3,842,107,264	195.9	△ 1,786,762,519	46.5	△ 1,786,762,519	46.5